

第 7 6 回国民体育大会三重県準備委員会について

平成 2 4 年 5 月 7 日
スポーツ推進局 国体準備課

1. 準備委員会の位置づけ

準備委員会は、県内各界各層の代表者で構成し、大会開催の基本方針など国体準備の方向性などを審議する。

先催県の例から 2 0 0 名を超える大規模な組織となっているものが多い。(資料①)

この委員会は、概ね 3 年前に設置を予定している実行委員会に移行するまでの期間、運営される。

2. 設置の時期について

平成 3 3 年国体開催に向けて、準備委員会の立ち上げなどいわゆるキックオフとなる設立総会や事業計画等を定める第 1 回総会及び会場地市町選定などの基本方針を定める常任委員会について 8 月下旬開催に向け準備を進めることとする。(資料②)

3. 準備委員会委員選定の基本的考え方

先催県の準備委員会会則における委員構成では、概ね下記のとおり規定されており、対象範囲の捉え方として特に過不足はないと考えられるため、本県も当該範囲として規定していくこととする。

- (1) 県及び市町を代表する者
- (2) 県及び市町の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者および役職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他大会開催の準備に関係のある者

4. 具体的な委員の選定方法について

準備委員会の委員選定については、県や市町、県体育協会、各競技団体をはじめ国体に関わるあらゆる主体が一丸となって取り組めるよう委員を選定したい。

具体的には、前記 3. の規定に沿って直近開催の先催県や準備委員会の設置県及び県の実績（スポレク 2001 みえ）により対象団体を抽出したうえで、「式典開催、県民運動等として今後連携が密となる団体」なども考慮して委員候補案を作成、相手方の意向も伺いながら、今後、調整していくこととしたい。

第76回国民体育大会 三重県準備委員会 組織イメージ

別紙①

総会

大会開催の基本方針、基本構想の策定、会則の制定及び改廃、事業計画及び事業報告、予算及び決算、常任委員会に委任する事項などについて審議、決定

委任

報告

常任委員会

総会から委任された基本方針や計画等の決定、専門委員会の設置、専門委員会への付託事項及び委任事項などについて審議、決定

付託・委任

報告

先催県 委員構成

- 行政(県、市町、国)
- 議会(県、市町、国)
- 体育協会、競技団体等
- 産業・経済、宿泊、観光、運輸、文化、医療、福祉等

先催県 委員数

- ・鹿児島県 (H32年開催地) 201名
- ・茨城県 (H31年 ") 284名
- ・福井県 (H30年 ") 191名
- ・愛媛県 (H29年 ") 178名
- ・岩手県 (H28年 ") 324名
- ・和歌山県 (H27年 ") 283名

専門委員会

常任委員会から付託及び委任された専門的事項について、調査、審議

※設置を予定している専門委員会

名称	主な調査・審議内容
総務企画専門委員会	大会開催に関する方針、計画策定、会場選定に関すること
競技専門委員会	大会実施競技の選定、企画、運営及び競技役員養成等に関すること
施設専門委員会	競技施設等の基準作成、整備に関すること
広報・県民運動専門委員会	広報、県民運動等に関すること
宿泊・衛生専門委員会	宿泊、衛生等に関すること
輸送・交通専門委員会	輸送、交通等に関すること
式典専門委員会	開閉会式の企画、運営等に関すること
医療救護・消防・警察専門委員会	医療、救護、消防、警備等に関すること

第76回国民体育大会 平成24年度 準備スケジュール

別紙②

平成24年5月7日現在

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
庁内		●情報収集 ・開催県、開催予定県と連携 ・国体開催県検討会議への出席 ・日体協・国体委員会への出席 など											
		★庁内連絡調整会議 (随時、開催) ●第1回 ・国民体育大会の概要 ・スケジュール ・委員の選定調整											
総会		□準備委員会設立へ向けた準備 ・設立趣旨(案)、会則(案)、開催基本方針(案)の準備 ・事業計画(案)、収支予算(案)の作成 ・常任委員会の設置準備 ・会場手配 など											
		□委員選定作業 ・先催県調査、実績調査 ・名称、代表者の役職調査 ・各部局照会、確認 ●委員への就任要請(訪問等)											
常任委員会		□常任委員会へ向けた準備 ・規定(案)作成 ・提案事項の検討											
		★第1回常任委員会 ●第1回常任委員会(8月下旬) ・専門委員会規程 ・会場地市町選定基本方針 ・県と会場地市町の業務分担 ・経費負担基本方針 ・競技施設整備方針 ・実施予定競技選択基本方針 ・競技役員等養成基本方針											
専門委員会	総務企画	□総務企画専門委員会へ向けた準備 ・提案事項の作成											
	競技	★第1回総務企画専門委員会 ●総務企画専門委員会 ・先催県の状況 ・開催準備総合計画 ・会場地市町等選定基準											
	施設	□施設専門委員会へ向けた準備 ・提案事項の作成											
	競技	★第1回競技専門委員会 ●競技専門委員会 ・先催県の状況 ・開催地選択競技の選択基準 ・競技役員等編成基本方針 ・競技役員等養成基本計画											
市町	総務企画	□情報収集 ・県内スポーツ施設の状況把握											
	競技	★市町への説明 ●状況説明等 ・国民体育大会の概要 ・スケジュール ・準備委員会設置の調整											
競技団体	総務企画	□情報収集 ・県内スポーツ施設の状況把握											
	競技	★市町連絡調整会議(仮称) ●連絡調整 ・準備委員会開催状況の報告 ・会場地選定など国体準備調整(候補地立候補など)											
		★競技団体連絡会議(仮称) ●連絡調整 ・準備委員会開催状況の報告 ・会場地選定など国体準備調整(団体要望など)											

平成24年5月7日
スポーツ推進局 スポーツ推進課

第22回世界少年野球大会 三重・奈良・和歌山大会開催について

1 目的

世界の国・地域から少年少女を招き、国内及び三重県・奈良県・和歌山県の少年少女と、野球や交流行事を通じて国際理解を深め、国や地域を越えた友情を育むとともに、平成23年の台風12号により被災された地域とそこに暮らす方々を勇気づけることを目的とします。

2 大会スローガン

『つなげよう絆 届けよう紀伊半島から勇気・希望・笑顔』

～KIZUNA from KII PENINSULA: Spreading Courage, Hope & Smiles Throughout the World～

3 期間

平成24年7月22日（日）～7月30日（月）

4 内容

- (1) 国際野球連盟（IBAF）選任コーチの指導による野球教室
- (2) 海外2カ国の野球チームを招き、三重・奈良・和歌山県内の野球チームとの交流試合
- (3) 開催各県の地域特性を活かした参加少年・少女との交流行事
- (4) 参加者同士の親交を深めるパーティー
- (5) その他

5 主催

財団法人世界少年野球推進財団、三重県、奈良県、和歌山県、熊野市、下北山村、新宮市、紀宝町、御浜町、財団法人日本野球連盟

6 実施主体

第22回世界少年野球大会三重・奈良・和歌山大会実行委員会

7 会場

開 会 式	くまのスタジアム（雨天時：熊野市体育館）
閉 会 式	くまのスタジアム（雨天時：熊野市体育館）
野 球 教 室	くまのスタジアム、山崎運動公園健康運動広場、山崎運動公園多目的グラウンド
交 流 試 合	くまのスタジアム、山崎運動公園健康運動広場、下北山スポーツ公園、くろしおスタジアム
交 流 行 事	熊野市、紀宝町、御浜町、下北山村、和歌山県内
交流パーティー	熊野市文化交流センター、みどりや（熊野市）、

記念パーティー 熊野倶楽部
参加者宿舎 熊野少年自然の家、熊野市青年の家
下北山スポーツ公園宿泊施設

8 参加国・地域（15か国・地域）

（1）野球教室参加国・地域（13か国・地域）

アメリカ、インド、カナダ、コートジボワール、スペイン、台湾、チェコ、
ニュージーランド、フィジー、フランス、ベネズエラ、マレーシア、日本

（2）交流試合参加国（3か国）

韓国、中国、日本

9 参加者数（少年少女）

（1）野球教室：125名（海外60名、国内65名）

※ 国内内訳

	募集人数	応募者数
世界少年野球推進財団	30人	117人
三重県	15人	58人
奈良県	10人	43人
和歌山県	10人	11人
合計	65人	229人

（2）交流試合：210名（海外2チーム30名、国内12チーム180名）

※ 三重、奈良、和歌山 各県4チーム

県内は、熊野市、御浜町、紀宝町から4チーム

大会開催日程

	野球教室(少年少女125名、シャロン12名、IBAFコーチ9名、ホストスタッフ30名、アシスタントコーチ16名、他)	交流試合(海外2チーム36名、ホストスタッフ2名、アシスタントコーチ2名、開催地チーム各日36名)
	【宿泊先】 熊野少年自然の家(定員200名)	【宿泊先】 熊野市青年の家(定員54名)
7/22 (日)	・海外参加者来日、集合 用具配布(終日) ・国内参加者集合(14:00) 国内参加者結団式、用具配付	・海外チーム来日、集合
7/23 (月)	・用具配布(終日)、参加者オリエンテーション	・交流試合監督会議 ・交流試合チーム練習
○ウエルカムパーティー(17:00~19:00) 【みどりや(熊野市)】		
7/24 (火)	○記念写真撮影(9:00~10:00) ○開会式(10:30~11:30) 【くまのスタジアム】(雨天:熊野市体育館)	
	○野球教室①(13:30~16:00) 【山崎運動公園健康運動広場】	◎交流試合①(12:00~16:00) 【くまのスタジアム】
7/25 (水)	○野球教室②(9:00~12:00) 【くまのスタジアム、山崎運動公園健康運動広場】	奈 良 県
	●交流行事(13:30~16:30) 【熊野市】	
7/26 (木)	○野球教室③(9:00~12:00) 【くまのスタジアム、山崎運動公園健康運動広場】	和 歌 山 県
	●交流行事(13:30~16:30) 【紀宝町】	
7/27 (金)	○野球教室④(9:00~12:00) 【くまのスタジアム、山崎運動公園健康運動広場】	和 歌 山 県
	●交流行事(13:30~16:30) 【御浜町】	
7/28 (土)	○野球教室⑤(9:00~12:00) 【くまのスタジアム、山崎運動公園健康運動広場】	和 歌 山 県
	●交流行事(13:30~16:30) 【熊野市】	
グッドウィルパーティー(18:00~20:00)【熊野市文化交流センター】 記念パーティー(19:00~21:00)【熊野倶楽部】		
7/29 (日)	○野球教室⑥(9:00~12:00) 【くまのスタジアム、多目的グラウンド】	◎交流試合⑥(9:00~12:30) 【山崎運動公園健康運動広場】
閉会式(13:30~14:30) 【くまのスタジアム】(雨天:熊野市体育館)		
7/30 (月)	参加者帰国、解散	

「県民の声を受けて」 5月1日公表分の概要

平成24年5月7日

戦略企画部

県民の声を受けて、5月1日付けで県ホームページに公表した県民の声の概要と県の対応は、別添のとおりです。

声の件数は108件ですが、このうち10件については2～3室の複数の室が対応しており（別表の整理番号欄の（ ）内が重複番号）、県の対応件数は119件となっています。

声の種別、部局別の県政への反映区分等の概要は、次の1及び2のとおりです。

また、別表の整理番号欄に、A、B、Cを印した主な内容は3のとおりです。

1. 声の種別

県民の声は、次の7種類に区分して整理しています。 (件)

区分	提案 意見	苦情	要望	照会	相談	激励 賛同	その他	計
件数	71	6	25	15	—	2	—	119

2. 対応部局別反映区分

県民の声の県政への反映については、次の6区分によって整理しています。 (件)

部局等	区分	既 に 実 施 し て い る	県 民 の 声 を 受 け て 実 施 し た	今 年 度 内 に 反 映 し たい	次 年 度 以 降 に 反 映 し たい	施 策 の 参 考 と す る	反 映 は 困 難 で あ る	計
政策部		13				3	5	21
総務部		9				3	2	14
防災危機管理部		2				1		3
生活・文化部		2	2			1	1	6
健康福祉部		12				1	1	14
環境森林部		20				1		21
農水商工部		4				1		5
県土整備部		3						3
出納局								—
企業庁								—
病院事業庁		1						1
議会事務局		15						15
監査委員事務局								—
人事委員会事務局		2					1	3
教育委員会事務局		10				1		11
労働委員会事務局								—
選挙管理委員会事務局								—
伊勢県民センター						1	1	2
計		93	2			13	11	119

注) 県民センター以外の各庁舎事務所等は、本庁の各部局にカウントしています。

3. 主な内容

(1) 職員に関するもの(別表の整理番号欄にAを印したもの)

① 勤務、応対等に関するもの

- ・ 職員の応対に関する苦情 : No. 42、No. 44
- ・ 職員の電話での応対に関する苦情 : No. 25、No. 58

② 人事、採用、処分、給与等に関するもの

- ・ 職員の給与に関する意見 : No. 22、No. 23、No. 24、No. 28、No. 29、No. 30
No. 31(103)、No. 32
- ・ 職員の採用に関する意見 : No. 104、No. 105、No. 106

③ その他

- ・ 職員の服装に関する問い合わせ : No. 84 (87)

(2) 職員の気づきに繋がると思われるもの等(別表の整理番号欄にBを印したもの)

- ・ 病気の治療と仕事の両立に関する意見 : No. 27 (46, 112)

(3) 「県民の声を受けて実施した」案件

県政への反映区分のうち、「県民の声を受けて実施した」が2件ありました。

県民の声を受けて
(5月Web公開)

- ・平成24年5月掲載分：3月末に締め切り、県ホームページ「県民の声」コーナーで公開したもの
- ・下表のうち、「種別」及び「反映区分」欄は、県ホームページには未掲載
- ・整理番号欄に、A、B、Cを印したものは、今月の主な内容（17件）
 Aは職員に関するもの（16件）
 Bは職員の気づきに繋がると思われるもの等（1件）
 Cは「県民の声を受けて実施した」案件で直接県民サービス向上のため県施策へ反映したもの（一件）

整理番号	受付年月日	受付方法	種別	【件名】	【概要】	対応部局	対応室	【対応内容】	反映区分
1	2012/2/23	電話	激励・賛同	顧問料について	知事の顧問料問題のことが騒がれていますが、どうかこんなことで辞めないでください。この会社もただ儲けているだけの会社ではありません。福祉施設には援助し、地元行事には毎年沢山寄付をしています。今回のことも知事になる前の話ではないですか。これからも県民のために頑張ってください。	政策部	知事室	ご意見をいただきありがとうございます。いただいたご意見については、知事にお伝えいたしました。なお、この件に関し、2月23日の記者会見で、知事に就任する前（平成22年5月から平成23年3月まで）、信頼する方からの紹介により、当該企業の顧問となっていたこと。受け取った顧問料は確定申告済みであること。顧問就任当時、当該企業が報道されたような噂のある企業であるとの認識は全く無く、また、知り得る立場でなかったこと。知事就任前のことであり現在の知事職と関係ないことではあるが、お騒がせしたことについて県民の皆さんに大変心苦しく思うこと。合わせて、今後、県民の皆さんからの信頼の回復に向けて、知事としての仕事に邁進し、一生懸命努力していきたいこと。以上の内容について、知事から県民の皆さんに対し報道機関を通じて発言されました。	すでに実施している
2	2012/2/23	電子メール	提案意見	確定申告と正当性について	確定申告を行っていけば法的に問題ないとするなら、どこからでももらって良いと言うことですか。今回の様な事実が出てきたときは、お金を返し、その上で正当性を証明すべきです。	政策部	知事室	ご意見をいただきありがとうございます。いただいたご意見については、知事にお伝えいたしました。なお、この件に関し、2月23日の記者会見で、知事に就任する前（平成22年5月から平成23年3月まで）、信頼する方からの紹介により、当該企業の顧問となっていたこと。受け取った顧問料は確定申告済みであること。顧問就任当時、当該企業が報道されたような噂のある企業であるとの認識は全く無く、また、知り得る立場でなかったこと。知事就任前のことであり現在の知事職と関係ないことではあるが、お騒がせしたことについて県民の皆さんに大変心苦しく思うこと。合わせて、今後、県民の皆さんからの信頼の回復に向けて、知事としての仕事に邁進し、一生懸命努力していきたいこと。以上の内容について、知事から県民の皆さんに対し報道機関を通じて発言されました。	すでに実施している
3	2012/2/23	電子メール	提案意見	顧問料の説明について	今回、会社からの顧問料を収入としていたことは誠に遺憾であり、三重県民として許せません。	政策部	知事室	ご意見をいただきありがとうございます。いただいたご意見については、知事にお伝えいたしました。なお、この件に関し、2月23日の記者会見で、知事に就任する前（平成22年5月から平成23年3月まで）、信頼する方からの紹介により、当該企業の顧問となっていたこと。受け取った顧問料は確定申告済みであること。顧問就任当時、当該企業が報道されたような噂のある企業であるとの認識は全く無く、また、知り得る立場でなかったこと。知事就任前のことであり現在の知事職と関係ないことではあるが、お騒がせしたことについて県民の皆さんに大変心苦しく思うこと。合わせて、今後、県民の皆さんからの信頼の回復に向けて、知事としての仕事に邁進し、一生懸命努力していきたいこと。以上の内容について、知事から県民の皆さんに対し報道機関を通じて発言されました。	すでに実施している
4	2012/2/23	電話	提案意見	県民への説明について	知事が問題のある会社から、顧問料をもらっていたのは問題です。職員の給与を下げると言いながら、ほとんど仕事の実態がないのに報酬を受け取っていたのですか。テレビや新聞で県民にきちんと説明してください。	政策部	知事室	ご意見をいただきありがとうございます。いただいたご意見については、知事にお伝えいたしました。なお、この件に関し、2月23日の記者会見で、知事に就任する前（平成22年5月から平成23年3月まで）、信頼する方からの紹介により、当該企業の顧問となっていたこと。受け取った顧問料は確定申告済みであること。顧問就任当時、当該企業が報道されたような噂のある企業であるとの認識は全く無く、また、知り得る立場でなかったこと。知事就任前のことであり現在の知事職と関係ないことではあるが、お騒がせしたことについて県民の皆さんに大変心苦しく思うこと。合わせて、今後、県民の皆さんからの信頼の回復に向けて、知事としての仕事に邁進し、一生懸命努力していきたいこと。以上の内容について、知事から県民の皆さんに対し報道機関を通じて発言されました。	すでに実施している
5	2012/2/23	電子メール	提案意見	顧問料の問題について	知事は即刻辞職してください。県民として恥ずかしいです。ごめんなさいで許されるなら、みんな県知事をやりたいです。県のお金は県民のもので。そこには常識的で倫理感のある人が関わるべきです。	政策部	知事室	ご意見をいただきありがとうございます。いただいたご意見については、知事にお伝えいたしました。なお、この件に関し、2月23日の記者会見で、知事に就任する前（平成22年5月から平成23年3月まで）、信頼する方からの紹介により、当該企業の顧問となっていたこと。受け取った顧問料は確定申告済みであること。顧問就任当時、当該企業が報道されたような噂のある企業であるとの認識は全く無く、また、知り得る立場でなかったこと。知事就任前のことであり現在の知事職と関係ないことではあるが、お騒がせしたことについて県民の皆さんに大変心苦しく思うこと。合わせて、今後、県民の皆さんからの信頼の回復に向けて、知事としての仕事に邁進し、一生懸命努力していきたいこと。以上の内容について、知事から県民の皆さんに対し報道機関を通じて発言されました。	反映は困難である
6	2012/2/23	電子メール	提案意見	顧問料を得ていたことについて	会社の事業には関与せず、勤務実態なしで顧問料をもらっていたのでしょうか。先を見据えた先行投資ということでしょうか。自分から辞めてください。	政策部	知事室	ご意見をいただきありがとうございます。いただいたご意見については、知事にお伝えいたしました。なお、この件に関し、2月23日の記者会見で、知事に就任する前（平成22年5月から平成23年3月まで）、信頼する方からの紹介により、当該企業の顧問となっていたこと。受け取った顧問料は確定申告済みであること。顧問就任当時、当該企業が報道されたような噂のある企業であるとの認識は全く無く、また、知り得る立場でなかったこと。知事就任前のことであり現在の知事職と関係ないことではあるが、お騒がせしたことについて県民の皆さんに大変心苦しく思うこと。合わせて、今後、県民の皆さんからの信頼の回復に向けて、知事としての仕事に邁進し、一生懸命努力していきたいこと。以上の内容について、知事から県民の皆さんに対し報道機関を通じて発言されました。	反映は困難である
7	2012/2/23	電話	提案意見	支援について	新聞報道を見ました。知事は公約と違ったことをしてきたのですか。お金を稼ぐのにどのくらいの努力が必要か知っていますか。知事の支援をしてくれましたが、もうやめます。	政策部	知事室	ご意見をいただきありがとうございます。いただいたご意見については、知事にお伝えいたしました。なお、この件に関し、2月23日の記者会見で、知事に就任する前（平成22年5月から平成23年3月まで）、信頼する方からの紹介により、当該企業の顧問となっていたこと。受け取った顧問料は確定申告済みであること。顧問就任当時、当該企業が報道されたような噂のある企業であるとの認識は全く無く、また、知り得る立場でなかったこと。知事就任前のことであり現在の知事職と関係ないことではあるが、お騒がせしたことについて県民の皆さんに大変心苦しく思うこと。合わせて、今後、県民の皆さんからの信頼の回復に向けて、知事としての仕事に邁進し、一生懸命努力していきたいこと。以上の内容について、知事から県民の皆さんに対し報道機関を通じて発言されました。	すでに実施している

8	2012/2/24	電子メール	提案意見	顧問料の受け取りについて	新聞によると知事は、知事就任前に県内の業者から顧問料を受け取っていたそうです。事実とすればとんでもない問題です。知事としても資質を疑わざるを得ません。しかも「返せばいい」と言っていますが、それで許されるつもりなんではないでしょうか。即刻辞職すべきだと思います。	政策部	知事室	ご意見をいただきありがとうございます。いただいたご意見については、知事にお伝えいたしました。なお、この件に関し、2月23日の記者会見で、知事に就任する前（平成22年5月から平成23年3月まで）、信頼する方からの紹介により、当該企業の顧問となっていたこと。受け取った顧問料は確定申告済みであること。顧問就任当時、当該企業が報道されたような噂のある企業であるとの認識は全く無く、また、知り得る立場でなかったこと。知事就任前のことであり現在の知事職と関係ないことではあるが、お騒がせしたことについて県民の皆さんに大変心苦しく思うこと。合わせて、今後、県民の皆さんからの信頼の回復に向けて、知事としての仕事に邁進し、一生懸命努力していきたいこと。以上の内容について、知事から県民の皆さんに対し報道機関を通じて発言されました。	反映は困難である
9	2012/2/24	電話	提案意見	受け取った顧問料について	知事就任前のことですが、顧問料を受け取っていたとは何事でしょうか。お金を返したら済むとも思っているんですか。他人事だと思っているのではないのでしょうか。	政策部	知事室	ご意見をいただきありがとうございます。いただいたご意見については、知事にお伝えいたしました。なお、この件に関し、2月23日の記者会見で、知事に就任する前（平成22年5月から平成23年3月まで）、信頼する方からの紹介により、当該企業の顧問となっていたこと。受け取った顧問料は確定申告済みであること。顧問就任当時、当該企業が報道されたような噂のある企業であるとの認識は全く無く、また、知り得る立場でなかったこと。知事就任前のことであり現在の知事職と関係ないことではあるが、お騒がせしたことについて県民の皆さんに大変心苦しく思うこと。合わせて、今後、県民の皆さんからの信頼の回復に向けて、知事としての仕事に邁進し、一生懸命努力していきたいこと。以上の内容について、知事から県民の皆さんに対し報道機関を通じて発言されました。	すでに実施している
10	2012/2/24	電話	提案意見	顧問料受け取りの記事について	雑誌に、就任前のことですが、知事が顧問料を受け取っていたと掲載されていました。知事がそんなことでどうするのでしょうか。県のホームページで県民に説明すべきです。	政策部	知事室	ご意見をいただきありがとうございます。いただいたご意見については、知事にお伝えいたしました。なお、この件に関し、2月23日の記者会見で、知事に就任する前（平成22年5月から平成23年3月まで）、信頼する方からの紹介により、当該企業の顧問となっていたこと。受け取った顧問料は確定申告済みであること。顧問就任当時、当該企業が報道されたような噂のある企業であるとの認識は全く無く、また、知り得る立場でなかったこと。知事就任前のことであり現在の知事職と関係ないことではあるが、お騒がせしたことについて県民の皆さんに大変心苦しく思うこと。合わせて、今後、県民の皆さんからの信頼の回復に向けて、知事としての仕事に邁進し、一生懸命努力していきたいこと。以上の内容について、知事から県民の皆さんに対し報道機関を通じて発言されました。	すでに実施している
11	2012/2/24	電話	提案意見	顧問料と公約について	今回の顧問料については、知事就任前のことではありますが、やはり良くないと思います。	政策部	知事室	ご意見をいただきありがとうございます。いただいたご意見については、知事にお伝えいたしました。なお、この件に関し、2月23日の記者会見で、知事に就任する前（平成22年5月から平成23年3月まで）、信頼する方からの紹介により、当該企業の顧問となっていたこと。受け取った顧問料は確定申告済みであること。顧問就任当時、当該企業が報道されたような噂のある企業であるとの認識は全く無く、また、知り得る立場でなかったこと。知事就任前のことであり現在の知事職と関係ないことではあるが、お騒がせしたことについて県民の皆さんに大変心苦しく思うこと。合わせて、今後、県民の皆さんからの信頼の回復に向けて、知事としての仕事に邁進し、一生懸命努力していきたいこと。以上の内容について、知事から県民の皆さんに対し報道機関を通じて発言されました。	すでに実施している
12	2012/2/24	電話	提案意見	顧問料と釈明について	新聞に知事が就任前まで、顧問料を受け取っていたと掲載されていました。知事は「認識していなかった」と釈明していましたが、そんなはずは無いです。知事はこれまでパフォーマンスを繰り返し、メディアへの登場も多く清廉潔白なイメージでしたが、だまされた気分です。県民の気持ちを真摯に受け止め辞職して欲しいです。	政策部	知事室	ご意見をいただきありがとうございます。いただいたご意見については、知事にお伝えいたしました。なお、この件に関し、2月23日の記者会見で、知事に就任する前（平成22年5月から平成23年3月まで）、信頼する方からの紹介により、当該企業の顧問となっていたこと。受け取った顧問料は確定申告済みであること。顧問就任当時、当該企業が報道されたような噂のある企業であるとの認識は全く無く、また、知り得る立場でなかったこと。知事就任前のことであり現在の知事職と関係ないことではあるが、お騒がせしたことについて県民の皆さんに大変心苦しく思うこと。合わせて、今後、県民の皆さんからの信頼の回復に向けて、知事としての仕事に邁進し、一生懸命努力していきたいこと。以上の内容について、知事から県民の皆さんに対し報道機関を通じて発言されました。	反映は困難である
13	2012/2/27	電子メール	激励・賛同	顧問料の受領について	知事就任前のことですが、知事が企業から顧問料を受け取っていたことは本当に残念です。身辺のセキュリティの甘さから来ていると思います。あなたの取られた行動と認めていますので、この事態にしっかりと向き合ってください。知事が手に入れたお金に賄賂性が無いと言い切れるのか、今後注目せざるを得ません。三重県民のために働く公約した初心に戻って頑張ってください。	政策部	知事室	ご意見をいただきありがとうございます。いただいたご意見については、知事にお伝えいたしました。なお、この件に関し、2月23日の記者会見で、知事に就任する前（平成22年5月から平成23年3月まで）、信頼する方からの紹介により、当該企業の顧問となっていたこと。受け取った顧問料は確定申告済みであること。顧問就任当時、当該企業が報道されたような噂のある企業であるとの認識は全く無く、また、知り得る立場でなかったこと。知事就任前のことであり現在の知事職と関係ないことではあるが、お騒がせしたことについて県民の皆さんに大変心苦しく思うこと。合わせて、今後、県民の皆さんからの信頼の回復に向けて、知事としての仕事に邁進し、一生懸命努力していきたいこと。以上の内容について、知事から県民の皆さんに対し報道機関を通じて発言されました。	すでに実施している
14	2012/2/28	封書・葉書	提案意見	顧問料と実績について	先日知事が就任前に、企業から顧問料を受領したという報道がありました。知事が替わっても、県民視点ではなんら変わっていない不景気な状態の中、顧問料を受け取っていたなんて気がしれません。自ら報酬をカットしようが、パフォーマンスにしか受け取れなくなってしまいます。そして、県民は当然のことながら、給料をカットされた県職員までもが、かわいそうにもなってきます。知事自らに厳しい処分を課して欲しいです。	政策部	知事室	ご意見をいただきありがとうございます。いただいたご意見については、知事にお伝えいたしました。なお、この件に関し、2月23日の記者会見で、知事に就任する前（平成22年5月から平成23年3月まで）、信頼する方からの紹介により、当該企業の顧問となっていたこと。受け取った顧問料は確定申告済みであること。顧問就任当時、当該企業が報道されたような噂のある企業であるとの認識は全く無く、また、知り得る立場でなかったこと。知事就任前のことであり現在の知事職と関係ないことではあるが、お騒がせしたことについて県民の皆さんに大変心苦しく思うこと。合わせて、今後、県民の皆さんからの信頼の回復に向けて、知事としての仕事に邁進し、一生懸命努力していきたいこと。以上の内容について、知事から県民の皆さんに対し報道機関を通じて発言されました。	すでに実施している
15	2012/3/7	封書・葉書	提案意見	顧問料受け取りの時期について	多くの県民ががんばって生きている中、顧問料を受け取っていたということは、県民への裏切りではないでしょうか。「就任前だから」などの釈明は疑問が残ります。そういったことがあると知事の発言を信じるのが出来なくなってしまいます。知事は今一度県民に信任を諮ってはいかがでしょうか。	政策部	知事室	ご意見をいただきありがとうございます。いただいたご意見については、知事にお伝えいたしました。なお、この件に関し、2月23日の記者会見で、知事に就任する前（平成22年5月から平成23年3月まで）、信頼する方からの紹介により、当該企業の顧問となっていたこと。受け取った顧問料は確定申告済みであること。顧問就任当時、当該企業が報道されたような噂のある企業であるとの認識は全く無く、また、知り得る立場でなかったこと。知事就任前のことであり現在の知事職と関係ないことではあるが、お騒がせしたことについて県民の皆さんに大変心苦しく思うこと。合わせて、今後、県民の皆さんからの信頼の回復に向けて、知事としての仕事に邁進し、一生懸命努力していきたいこと。以上の内容について、知事から県民の皆さんに対し報道機関を通じて発言されました。	すでに実施している

16 (42)	2012/2/24	電子メール	苦情	県の相談員の対応姿勢について	おしごと広場みえでの就職活動について、大変ありがたく思っています。しかし、一部の相談員の方で、失礼な人がいます。相談員は、社会人として就職をめざす人の模範になるべき人だと思います。私たちに会社の厳しさを教える前に考えてもらいたいことがあります。それは、「足を組んだり、腕を組んだりして話す。うちわを使いながら話す。ガムを噛んでいる。受付で新聞や本を読んでいる。受付は座って話を聞いている。受付で雑談している。」などです。それと、受付も暇そうなのでいいと思います。また、言葉づかいがなれなれしいですし、女性には親切ですが、男性には厳しく感じます。上から目線で説教をされるよう感じますが、私は就職するための助言が欲しいだけです。そこで聞きたいのですが、相談員は何か特別な資格を持っているのでしょうか。就職戦線を突破した人の方がしっかりしていると思うので、若い人に職を譲るべきとの考えはないのでしょうか。それから、知事は若い人になりましたが、このメールは知事に伝わりますか。	政策部	広聴広報室	県民の皆さんから寄せられた県政に関するご意見・ご提案等は、県政運営に活用させていただくため、知事をはじめ全職員で情報共有させていただいています。	すでに実施している
17	2012/3/21	電子メール	要望	原子力発電所の停止等について	全ての原発の即時停止及び廃炉を希望します。また、再稼働に強く反対します。福島原発の事故原因の調査結果も出ておらず、当然その結果に基づく安全対策が取られていない状態での原発稼働は、国民に対してあまりに無責任です。三重県でも、ぜひ原発に反対する動きをとっていただきますようお願い致します。	政策部	土地・資源室	多くの原子力発電所が停止状態となる中で、既設の原子力発電については、将来的に、日本全体のエネルギー構成における比率を下げていくべきであると考えています。その過程においては、エネルギーは国民生活や産業経済活動を支える根幹的な基盤であることから、これらへの影響を十分に見極めながら、取り組んでいく必要があると考えています。	すでに実施している
18	2012/2/28	電話	提案意見	干拓地のメガソーラーについて	木曾岬町の干拓地にメガソーラーの施設を作る構想があると聞きましたが、私は費用対効果の面から、賛成しかねます。大規模な施設ですので、素人の私は、長島町と桑名市の電力が賄えるくらいの発電量があるのかと思っていましたが、聞くところによりますと、300~400軒くらいの家庭の電力が賄える程度だそうです。しかも太陽光発電なので、夜間や雨天が続けば発電できないのではないかと危惧します。こんな効率の悪い施設に高い費用をかける必要があるのでしょうか。不足の電力を賄うために、風力発電の施設を併設する必要が生じてくるではありませんか。	政策部	地域づくり支援室	ご意見ありがとうございます。新エネルギーは、経済性や出力の不安定性など様々な課題があるものの、環境への負荷が小さいことや、地域の資源を生かした取組が可能なエネルギーであることから、資源の乏しい我が国のエネルギー問題の解決に向けて地域レベルでの貢献が期待されるものです。メガソーラー事業は、比較的に日照条件に恵まれている三重県の地域特性と、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入によって、大きな展開が見込まれているところです。また、木曾岬干拓地においては、土地のスケールメリットを活かしつつ、固定価格買取制度の導入に伴い、参入予定の事業者が見込まれることなどから、メガソーラーの誘致を表明したものであり、公募により事業者を決定したうえで、県がその事業者に対して土地を貸し付けて、事業者が設置及び運営していくことを想定しています。メガソーラー事業は、地域エネルギーの拡大に貢献するだけでなく、未利用地の有効活用や関連産業の活性化、大量導入に伴う太陽光パネル製造コストの低減にも貢献することから積極的な誘致を進める必要があると考えています。	施策の参考とする
19	2012/2/28	電子メール	提案意見	木曾岬干拓と発電所について	最近、木曾岬町長や桑名市長が木曾岬干拓へのメガソーラー誘致について、発信しているニュースを見ました。三重県として、メガソーラー（太陽光発電所）を建設する方針があるようですが、そこは慎重に検討すべきだと思います。メガソーラーは、あくまで手段の1つです。太陽光発電は、天候の影響を受けるデメリットがあります。また、産業界では、安定的な高電圧を供給できることが求められますが、太陽光発電では、発電した電力が不安定という問題もあると聞きました。そうしたことも含めて、発電所の仕組みに関して広く情報を集めて、どの方法を採用するのが一番良いのか、十分に検討してから、決めて欲しいと思います。	政策部	地域づくり支援室	ご意見ありがとうございます。新エネルギーは、経済性や出力の不安定性など様々な課題があるものの、環境への負荷が小さいことや、地域の資源を生かした取組が可能なエネルギーであることから、資源の乏しい我が国のエネルギー問題の解決に向けて地域レベルでの貢献が期待されるものです。メガソーラー事業は、比較的に日照条件に恵まれている三重県の地域特性と、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入によって、大きな展開が見込まれているところです。また、木曾岬干拓地においては、土地のスケールメリットを活かしつつ、固定価格買取制度の導入に伴い、参入予定の事業者が見込まれることなどから、メガソーラーの誘致を表明したものであり、公募により事業者を決定したうえで、県がその事業者に対して土地を貸し付けて、事業者が設置及び運営していくことを想定しています。メガソーラー事業は、地域エネルギーの拡大に貢献するだけでなく、未利用地の有効活用や関連産業の活性化、大量導入に伴う太陽光パネル製造コストの低減にも貢献することから積極的な誘致を進める必要があると考えています。	施策の参考とする
20	2012/2/22	FAX	提案意見	地上デジタル放送の大阪局視聴について	名張市では、デジタル化によって今までの大阪のテレビも見られなくなりました。大阪のテレビは名張市における生活や経済活動に欠かせません。料金を払いケーブルテレビに加入すれば大阪のテレビが見られるという安易な解決法もありますが、根本的解決になりません。自分の生活経済圏である大阪のテレビばかり見ていると、行政情報や地元の台風などの災害は分かりません。昨年台風12号の時、大阪に行こうと思っ私の車のテレビを見ましたが、名古屋の行ったこともない駅が水に浸かっている等は手に取るように分かるのに、今から経済活動をしようとしている大阪の情報はどうなっているのか、さっぱり分からず困りました。大阪の新聞を読み、名古屋のテレビを見ては情報もちぐはぐです。こんなことでは、地方ニュースは全く役に立ちません。私もケーブルテレビ代金が仕事が無いので苦しく、やめようかと思っています。やめると生活経済圏の情報が入らなくなるので、名張に住めなくなるかも知れません。憲法で保障された、知り得たい権利も侵すではありませんか。このことについて県はどう思いますか。	政策部	情報政策室	一般のテレビ放送は放送法の規定により放送事業者ごとにサービスエリアが指定されています。本県においては、NHK、三重テレビ及び中京広域の放送事業者が免許を受けており、関西圏の放送事業者は本県をサービスエリアとして指定されていません。放送事業者のサービスエリアにかかる許認可は国（総務省）が行っていますので、お寄せいただいたご意見につきましては総務省へ届けさせていただきます、今後の国の動向等を注視して参ります。	反映は困難である
21	2012/2/9	電話	要望	熊野地域の活性化について	熊野地域においては、若い人がどんどん流出してしまい、地域全体の活気がなくなっています。立地条件的に企業の進出が難しいのは分かりますが、このままでは取り返しがつかなくなると感じます。この地域を盛り上げるためには、雇用につながる施策が必要です。高速道路の開通で状況が変わるかもしれませんが、何も変わらないと思います。このような意見を今後の政策に反映してほしいです。	政策部	東紀州対策室	ご意見ありがとうございます。熊野地域を含む東紀州地域の活性化は、雇用につながるよう産業振興や集客を考えながら、地域の魅力を生かし、総合的に取り組むことが重要であると考えています。このことから、県と東紀州5市町により「東紀州観光まちづくり公社」を設立し、世界遺産である「熊野古道」を核とする豊かな地域資源を生かした滞在型・体験型観光や、水産加工品や柑橘類など地域特産品の高付加価値化や販路拡大、観光関連産業のホスピタリティの向上等、「観光・産業の振興」に取り組むとともに、熊野古道保存会、熊野古道語り部友の会等地域の活動の支援等の「まちづくり」にも取り組むことにより、地域の活性化を総合的に進めています。また、尾鷲市に「県立熊野古道センター」、熊野市に「里創人熊野倶楽部」の2つの集客交流拠点施設を整備し、これらを活用した集客交流にも取り組んでいます。今後とも、地域の皆様や東紀州の市町等多様な主体と連携し、地域の活性化を進めていきますのでよろしくお願ひします。	施策の参考とする
22 (A)	2012/3/1	電子メール	要望	職員の人件費削減について	今回の職員人件費削減について、知事の判断を支持します。一方で、削減分相当を必要性の乏しいとも思われる時間外勤務で補填しようとする職員が出てこないよう厳重に管理してください。このようなことが実際に行われたら、今回の措置の効果は極めて小さくなってしまいます。また、管理職は職員を管理する義務と権限を持っています。管理できない管理職は、マネジメントがある意味ではできていないのですから、翌年度から降格させるなどの措置をとってください。さらに、時間外勤務の多い職員は人事担当が直接ヒアリングするなど、必要性について細部まで確認してください。	総務部	経営総務室	ご意見ありがとうございます。三重県では、平成12年度から労使協働の取組として「総勤務時間縮減運動」を実施し、各職場での議論を通じ、職場実態に応じた取組方針及び目標数値を設定し取組を進めており、業務の見直しや業務改善、職員の意識改革などにより、時間外勤務時間数の縮減に取り組んでいるところです。職員の総勤務時間数や時間外勤務時間数については、中央労使協働委員会資料として報道機関に資料提供するとともに、時間外勤務手当額については、県議会への提出資料として予算に関する説明書の中で公表しているところです。今後とも人件費もコストの一部であるとの認識を持ち総勤務時間の縮減に努めるとともに、業務の効率化、県民サービスの向上に努めていきたいと考えています。	すでに実施している

23 (A)	2012/2/27	電子メール	提案意見	職員の人件費について	職員の給与削減をしますが、今まで以上に職員が時間外勤務を増やして、結果的に変わらないのではないのでしょうか。毎月、時間外勤務実績の時間数と金額を公表してもらいたいです。	総務部	経営総務室	ご意見ありがとうございます。三重県では、平成12年度から労使協働の取組として「総勤務時間縮減運動」を実施し、各職場での議論を通じ、職場実態に応じた取組方針及び目標数値を設定し取組を進めており、業務の見直しや業務改善、職員の意識改革などにより、時間外勤務時間数の縮減に取り組んでいるところです。職員の総勤務時間数や時間外勤務時間数については、中央労使協働委員会資料として報道機関に資料提供するとともに、時間外勤務手当額については、県議会への提出資料として予算に関する説明書の中で公表しているところです。今後とも人件費もコストの一部であるとの認識を持ち総勤務時間の縮減に努めるとともに、業務の効率化、県民サービスの向上に努めていきたいと考えています。	すでに実施している
24 (A)	2012/2/27	電子メール	提案意見	職員の人件費削減について	予算的には職員の給与は削減されたかもしれませんが、最終的にどうなったのか注視する必要があります。給与が減った分を時間外勤務手当で埋めようとする職員が出てくるはずで、そこはきちんと時間数と金額について前年度との比較を公表すべきです。特にルーチンワークの学校がわかりやすいはずで、法的に時間外勤務をすれば手当を払わなければならないため、時間外勤務手当が増加するはずで、時間外勤務を多くする人間が仕事のできる人間だと勘違いしている職員もいるはずで、一生懸命時間外勤務を減らそうと努力する職員が馬鹿を見るような気がします。	総務部	経営総務室	ご意見ありがとうございます。三重県では、平成12年度から労使協働の取組として「総勤務時間縮減運動」を実施し、各職場での議論を通じ、職場実態に応じた取組方針及び目標数値を設定し取組を進めており、業務の見直しや業務改善、職員の意識改革などにより、時間外勤務時間数の縮減に取り組んでいるところです。職員の総勤務時間数や時間外勤務時間数については、中央労使協働委員会資料として報道機関に資料提供するとともに、時間外勤務手当額については、県議会への提出資料として予算に関する説明書の中で公表しているところです。今後とも人件費もコストの一部であるとの認識を持ち総勤務時間の縮減に努めるとともに、業務の効率化、県民サービスの向上に努めていきたいと考えています。	すでに実施している
25 (A)	2012/3/15	封書・葉書	苦情	電話対応について	県職員が電話をかける際、あいさつ、自分の名前等を名乗って下さい。最低限の電話マナーができない職員が多いです。	総務部	人(材総務策)室	ご意見ありがとうございます。ご指摘をいただきました件について、不快感を与えるような職員の言動、態度がありましたことを深くお詫び申し上げます。職員の接遇マナーにつきましては、県民の皆様にご不快を与えないよう職員に周知し、取り組んでいるところです。今後も引き続き、研修や会議等の場で周知徹底し、職員の接遇マナーの向上に努めてまいります。	すでに実施している
26	2012/3/1	封書・葉書	照会	職員の服務規定について	公務員同士の職場での不倫関係について、職務に支障がなければ問題はないのでしょうか。懲罰の対象にならないのですか。また、住民に信頼してもらえると思いますか。県の考えを教えてください。	総務部	人(材総務策)室	ご意見ありがとうございます。公務員であるか否かに関わらず、不倫関係であることは、不適切な行為であると思います。職員の行為が、地方公務員法上の懲戒処分の事由に当たるかどうかについては、個別のケースごとに、職務に対する影響や信用失墜の程度などを客観的に判断して決めることとなります。このため、申し訳ありませんが、お伝えいただいた情報のみで判断することは困難ですので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
27 (46) (112) (B)	2012/3/1	電子メール	提案意見	病気の治療と仕事の両立について	がんやうつ病などの病気になっても治療しながら仕事が続けられる職場環境や支援について、厚生労働省の検討会が開かれ、議論が始まったと報道されました。働く世代の人口が減少する中で、治療と仕事を両立できる職場環境を整備する必要があると厚生労働省は説明しています。職場の協力がある場合もありますが、現実には辞めざるを得ない場合が多いと思います。県でも、がん相談支援センターによる患者への支援のみならず企業に対しても働き続けられる職場環境作りを支援すべきだと思います。来年度予算でもそのような施策を講じてください。また、率先して行うべき県の職場でも、上司などによる患者職員に対する嫌がらせやいじめがあるようです。本来模範を示すべき行政などがこんなことでは、民間や子どもたちに悪影響を与えてしまいます。まず足元から正すことから始めてください。がんやうつ病の職員を抱えることは、企業や行政にとって短期的にはマイナスかもしれませんが、困難に立ち向かえる職場の連帯を醸成し、不利な立場にある人の心が理解できるようになり、住民や子どもたちにいい影響や結果を残すことになると思います。	総務部	人(材総務策)室	ご意見いただき、ありがとうございます。三重県では、職場におけるハラスメントについて、職員への研修を行うとともに、外部機関を含めた相談窓口を設置するなどにより、その防止に努めているところです。職場におけるハラスメントの防止については、引き続き会議等の場でも職員に周知徹底していきたく考えております。	すでに実施している
28 (A)	2012/2/1	電子メール	提案意見	人件費削減について	今回、職員給与3%削減を決定したことについてはよいことだと思います。知事は人件費の2割削減を公約としていますが、ただ単に削減をして、職員のモチベーションが下がり、行政のサービスや質が落ちてしまうことはあってはならないことです。ただ目の前にある仕事をこなすだけでなく、自ら考え、政策立案など積極的に行い、三重をよくするために働く。そういう公務員が求められているのではないのでしょうか。人件費の削減とともに公務員の意識改革をするべきです。そして、まず優先すべきは組織のスリム化と人員削減です。他がやったからやるのではなく、三重がモデルになり全国へ広がる。そういう意識でやってもらいたいです。	総務部	人(材総務策)室	本県では、これまでも選択と集中による歳出の徹底した見直しを進めてきたところであり、総人件費についても、給料の特例的な減額を行うとともに、「みえ経営改善プラン(改定計画)」において、平成22年4月1日現在の職員数を平成17年4月1日現在に比べて1,099人減少(約4.4%減少)させるなどの取組を行ってきたところです。今後の県政運営におきましても、引き続き、県民の皆さまに信頼いただけるよう精一杯取り組みますので、ご理解ご協力をお願いいたします。	施策の参考とする
29 (A)	2012/2/1	電子メール	提案意見	給料削減について	なぜ、職員一律に給料の3%カットなどという安易な手段をとるのでしょうか。職員の仕事量なども考えて実施すべきです。これでは全体の士気に影響すると思いますが、いかがでしょうか。結局は県民に影響があると思います。	総務部	人(材総務策)室	職員の給与は、地方公務員法により、その職務と責任に応じて支給されることになっております。職員の給料を一律に下げることに関するお尋ねですが、そもそも給与減額措置は財政状況等を理由に特例的に行うものであることから、基本的には、職員間で差を設けることはその性格になじまないと考えております。給与の決定及び支給に当たっては、これまで同様、引き続き、その職務と責任に応じたものとするともに、いかなる勤務公署におきましても、職員が職務に専念し、県民サービスの更なる向上につながるよう取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。	施策の参考とする
30 (A)	2012/1/30	電子メール	提案意見	職員の給料について	なぜ、職員一律に給料を下げるのでしょうか。優秀な職員も一律に引き下げるのは不公平であり、優秀な職員が減ってしまいます。また、退職した人たちには何も無いのでしょうか。退職者から取り立てるべきです。優秀な職員には、まともな給料を払うことが県民のためであると思います。	総務部	人(材総務策)室	職員の給与は、地方公務員法により、その職務と責任に応じて支給されることになっております。職員の給料を一律に下げることに関するお尋ねですが、そもそも給与減額措置は財政状況等を理由に特例的に行うものであることから、基本的には、職員間で差を設けることはその性格になじまないと考えております。給与の決定及び支給に当たっては、これまで同様、引き続き、その職務と責任に応じたものとするともに、いかなる勤務公署におきましても、職員が職務に専念し、県民サービスの更なる向上につながるよう取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。	反映は困難である
31 (103) (A)	2012/1/30	電子メール	提案意見	給料削減について	知事は公務員給与の削減を指示したそうですが、全公務員一律の削減には反対です。公務員には行政職、税務職、教育職、公安職、海事職、研究職、医療職、福祉職などがあります。この中で免許が必要なものとして教育職、医療職などがあります。また、特殊な訓練が必要なものとして公安職などがあります。これらの職種に対しては給与を削減するべきではありません。国の根幹を担う教育現場や医療現場、国民の安全を守る警察、海保、消防など現場で汗を流している人たちの給与を削減することは間違いです。削減するならば特に免許や訓練の必要がない行政職に限るべきで、学歴や資格に応じてきちんと差をつけるべきです。ただ、公務員の給与を言う前に県議会議員の議員報酬を削減するのが先です。自分たちが身を切らずして、一生懸命勉強して公務員になった人たちの給与を削減するなど言語道断です。	総務部	人(材総務策)室	職員の給与は、地方公務員法により、その職務と責任に応じて支給されることになっております。職員の給料を一律に下げることに関するお尋ねですが、そもそも給与減額措置は財政状況等を理由に特例的に行うものであることから、基本的には、職員間で差を設けることはその性格になじまないと考えております。給与の決定及び支給に当たっては、これまで同様、引き続き、その職務と責任に応じたものとするともに、いかなる勤務公署におきましても、職員が職務に専念し、県民サービスの更なる向上につながるよう取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。	反映は困難である

32 (A)	2012/1/20	電話	提案意見	職員の給与と歳出経費の見直しについて	知事は職員の給与を下げることを検討してみえるようですが、私はこれに異議を申し上げたいと思います。先般行われた3県知事会議の会場は一流ホテルでした。また、知事が最近欧州へ視察に行かれた時に利用された飛行機は、ビジネスクラスだったと聞いています。今回の知事会議の当番県がどこだったかは存じませんが、各県の県庁内にもそれなりの特別会議室はあるはずですが、また、旅費規定で「特別職の者はビジネスクラスを利用することができる」と書いてあるのかも知れませんが、知事自身は今までと何ら変わらない処遇を受けて、予算が足りないからと言って、一般職員の給与を下げるのは納得できません。一般職員は出張する場合に、旅費の軽減に努力していると聞いています。公務員には、それなりに責任のある仕事が課せられています。これから公務員になる学生に、責任ある仕事をしてほしいと言っても給与がそれなりに保障されていないと、良い人材も集まりません。予算が足りないから職員の給与を下げるという短絡的な考えではなく、まずは、知事をはじめとする全職員の歳出経費の見直しを検討していただきたいと思います。	総務部	人(材総務政策)室	本県では、従来から行財政改革、総人件費抑制の一環として職員定数の削減を行うとともに、平成17年度より県の財政状況を考慮し、知事、副知事等の特別職及び管理職員を対象とした給与カットを実施してきたところですが、また、昨年に発生した東日本大震災を受け、緊急に取り組むべき県内の防災対策等の課題に対応するため、知事・副知事等特別職の報酬を10～30%減額するとともに、管理職員の給料を8～10%減額しているところです。さらに、県の極めて厳しい財政状況を考慮し、平成24年度から一般職員の給料を特例的に減額するための条例案を県議会に提出したところです。財政状況が極めて厳しい中、県の施策や事業を通して県民の皆さまにその成果をお届けするために、苦渋の選択として給料の減額を実施しているところですが、いただきましたご意見も参考としつつ、県民の皆さまに信頼いただけるよう取り組みたいと考えておりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。	施策の参考とする
33	2012/3/7	電子メール	提案意見	平成24年度予算について	以前から新聞などで、県は本当に必要な予算を削っていますと報道されていますが、無駄遣いをしていると思えます。今からでも予算の無駄を徹底的に見直すべきです。もしくは、議会で指摘されている基金をやめるべきです。知事が選択と集中と言っていますが、やること自体がちぐはぐです。	総務部	予算調整室	このたびは、県財政に関するご意見をいただき誠にありがとうございます。本県の財政状況は、県債の残高が年々増加する中、県税収入に多くを期待できず、また公債費や社会保障関係経費といった必ず支払わなければならない義務的経費が年々増加するなど、極めて厳しい状況にあります。このような中、本県では本年度に全ての事務事業(1,923本)についてゼロベースから見直す「三重県版事業仕分け」を実施し、平成24年度当初予算において総事業費として約239億円の削減を行いました。また、24年度当初予算の要求時点において生じていた301億円の財源不足を解消するため、歳入・歳出両面にわたりあらゆる見直しを行ったほか、管理職員の給与に加えて、一般職員の給与の特例的な減額を実施することとしました。今後、財政状況はさらに一段と厳しくなることが予想されるため、将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政基盤を確立するとともに、県民の皆さまに成果をより届けることができるよう、徹底した事務事業の見直しや総人件費の抑制など不断の見直しを行ってまいります。	すでに実施している
34	2012/3/6	電子メール	提案意見	事業仕分けの結果について	昨年9月に行われた事業仕分けに参加させていただきました。その後、仕分けの結果を受けてどのような対応をされているのか、税金を使って行った議論はどのような形で政策に反映されているのか、事業仕分けの結果としてのアクション・改善点を目に見える形にさせていただきませんか。結果の検証なくして仕分けが終わりとは言えないと思います。	総務部	予算調整室	公開仕分けにご参加いただき、ありがとうございました。「三重県版事業仕分け」と、その中で実施した公開仕分けの結果につきましては、平成24年度当初予算に反映することとし、実際の反映結果につきましては、予算発表時の資料でご覧いただくことが可能です。 http://www.pref.mie.lg.jp/YOSAN/HP/yosan/h24gaiyo/index-minaoshiH24.htm 今後とも、県政推進にご理解、ご協力を賜りますよう、よろしく申し上げます。	すでに実施している
35	2012/2/1	封書・葉書	照会	給料の削減と予算の編成について	報道によれば、どうしても職員の給料を下げないと予算を編成できないとのことですが、このような事態になったのは、何が原因なのでしょう。	総務部	予算調整室	平成23年度は10月補正予算で、紀伊半島大水害による災害復旧費等を計上したことに加え、12月補正予算で、東日本大震災の影響等による県税収入の大幅な減額と、社会保障関係経費などを増額した結果、年度間の財源調整を図るための財政調整基金の残高が12月補正予算後で約15億円となりました。これは、昨年度同時期の約159億円と比べて大幅な減少であり、平成24年度当初予算において公債費や社会保障関係経費が大幅に増加していることと合わせ、財政が深刻な状況となっていたことが一般職員の給与の特例的な減額を実施せざるを得なかった原因と考えています。	すでに実施している
36 (45)	2012/3/7	電子メール	要望	防災ボランティアコーディネーター養成講座、ゲートキーパー養成講座について	防災ボランティア養成講座は何故、再開されないのですか。また、ゲートキーパー養成講座も開催されていないようです。人権宣言都市は、嘘っぱちなのですか。	防災危機管理部	防災対策室	この度は、ご意見をいただき誠にありがとうございます。防災ボランティアコーディネーターの養成については、阪神・淡路大震災や日本海重油流出事故等、大規模災害発生時における災害救援ボランティアの活動が注目されるなか、平成13年度から平成18年度まで事業を実施し、当初の目標であった計200名程度の防災ボランティアコーディネーターの養成を達成したことから県としての役割を果たし、その後は各市町社会福祉協議会やボランティア団体等による防災ボランティアコーディネーター養成講座が開催されているところです。県としましては、関係団体と連携し、講師派遣等を通じて養成支援を行っていきたく考えています。	すでに実施している
37 (108)	2012/2/28	電話	提案意見	県民への防災教育について	東日本大震災から1年になりますが、もし三重県にあのような災害が起きたら、三重県民はどう対処するのでしょうか。三重県では長い間大きな震災が起きていないので、県民が地震や津波の知識をほとんど持っていません。津波とは、ただの大波ではありません。水の塊が襲ってくるのです。しかもその中に壊れた家や車などが混じって押し寄せてくるのですから、巻き込まれたら逃げようがありません。東北でも、津波の実態を知らないために、ある小学校では多くの児童の命が奪われてしまいました。地震や津波から一人でも多く助かるためには、県民に防災の知識をもっと周知するべきだと思います。特に子どもの命を預かっている学校関係者は徹底した防災教育に取り組んでほしいと思います。	防災危機管理部	地震対策室	三重県では、東海・東南海・南海地震の発生が危惧されており、東日本大震災を踏まえ、東日本大震災と同等規模(マグニチュード9.0)の地震を想定した場合の津波浸水予測調査を実施するとともに、津波からの避難や住宅の耐震化など「緊急」かつ「集中的」に取り組む対策を、「緊急地震対策行動計画」としてまとめ、実行しているところです。これらの取組は、県民の皆さん、企業や学校などの事業者、および行政が「自助」、「共助」、「公助」の考えを理解し、それぞれに役割を担って連携してすすめていく必要があります。そのため、県民のみなさんには、「自助」の観点から、自分の命は自分で守るために何をすべきかを学び、備えていただく必要があります。県では、12月に開催します「みえ地震対策の日シンポジウム」、パンフレットやマスメディアを活用した啓発や「みえ出前トーク」などでの防災講演を実施していますので、活用いただければと思います。	すでに実施している
38	2012/2/14	電子メール	要望	津波対策と補助金について	わが家では行政の耐震相談を受け、筋交いの建物であることを確認し、これまでに家族全員の寝袋や水に浮くライフジャケット、救助用ツール、非常自家発電機器や被災時の自活用品などを買いそろえてきました。しかし、津波対策だけは近隣に山や丘もなくビルもないことで対策を取りかねています。そんな中、津波対策にもなる防災シェルターを見つけました。金額が高いため補助金を出していただくことはできないでしょうか。耐震工事を行うより、この防災品を購入できるように援助していただくほうが安いと思います。	防災危機管理部	地震対策室	このたびは、貴重なご意見をいただき誠にありがとうございます。三重県では、津波から命を守るために、市町が実施する津波避難施設整備や避難路整備、津波ハザードマップ作成などに対して支援を行っています。ご提案を受けました商品につきましては補助の対象としていませんが、今後の事務の参考とさせていただきます。	施策の参考とする
39	2012/2/20	電子メール	要望	県外私立高校入学のための支援について	うちは母子家庭です。子どもが県外の私立高校を受験し入学しました。母子家庭に対する支援などを調べ、奨学金を借りられましたが、その際、他の支援も調べたところ、三重県では、私立高校に行く学生に対し5万円しか援助がありません。他の県では、所得制限はありますが、私立高校に対してもほぼ無償です。三重県は、県外に出て頑張りたい子の夢を叶えず、また、貧困の家の子どもには、「私立高校に行くな」と言うのですか。うちには、もう一人子どもがいますが、この子は、もし公立高校に落ちたら、もう私立高校には行かせられません。母子家庭になりたくてなったわけではないのに、とても悔しく残念です。他の県のように子ども達が平等に教育を受けられるようにしてください。	生活・文化総務部	生活・文化総務室	私立高等学校等に在学する生徒の皆さまには、まず、公立高校の授業料に相当する額が保護者世帯の収入にかかわらず、全ての方を対象に支給されることになっており、さらに、保護者の収入が一定の水準以内であれば、その水準に応じて、公立高校の授業料の2倍又は1.5倍の支給を受けることができます。これは、国の制度です。他県の私立高校に在学されることになっても、その学校の所在する都道府県を通じて支給を受けることができます。また、三重県では、こうした国の制度(就学支援金)に基づき、2倍又は1.5倍の支給を受ける生徒に対して、独自の加算を行っているところですが、これについては、ご指摘のとおり、県外の私立高校に在学される方を対象としていないことから、ご要望にお応えすることが難しいのが現状です。ご理解くださいますようお願いいたします。	反映は困難である

40	2012/3/5	電子メール	提案意見	新博物館と財源について	新博物館が立派なものになることを期待しております。しかし、立派な博物館を建てるには、アイデアも必要ですが、財源も必要であると思います。そこで、博物館の県債を発行してはいかがでしょうか。1口100万円で、利率は超低金利の0.05%、期間は15年。しかし、特典として、県債を持つ家族に博物館のフリーパスを渡すなど、いかがでしょうか。おじいちゃん おばあちゃんが孫のために、県債を買って、また、満期になったら、大人になった孫に100万円を無税で贈与できる仕組みはいかがでしょうか。知事が就任してから、三重県が好きになりました。みんなでいい三重県を作りましょう。	生活・文化部	新博物館整備推進室	ご意見ありがとうございます。新県立博物館では、「ともに考え、活動し、成長する博物館」を理念としており、開館に至るまでの「博物館づくり」から開館後の活動と運営に至るまで、県民・利用者の皆さんとともに取り組んでいるところです。また財源につきましても、厳しい財政状況のもと、県民の皆さんのご理解とご協力を得ながら節約と財源活用の工夫を行い、整備を進めているところです。とりわけ、財源につきましては、新県立博物館をはじめとする県の事業に必要な資金の一部を調達するため、県民の皆さんが個人でもご購入いただける市場公募債(償還期間10年)を、平成22年度及び23年度に発行しました。今後も、博物館の充実した活動や運営のための財源を得るために、市場公募債をはじめ、寄付や競争的資金の獲得、受託研究など、県民・利用者の皆さんが利用しやすい様々な方法を検討していきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。	施策の参考とする
41	2012/3/5	電子メール	提案意見	緊急雇用創出事業について	現在、雇用創出事業の採用条件に理解しがたい点があります。今までの政策は長期的視野に立って実施されず、市では、過去に3ヶ月前後の短期ばかりでしたが、現在では1年と長期間の募集が採用されているものが出てきています。この期間が伸びた事は、大変良いことと思います。しかし、募集条件の中身で「過去に雇用創出事業に採用されたものは除外される」という要件があります。やはり不平等を感じております。残期間が半年でも採用されても良いのではありませんか。また再雇用しても何も問題はないのではないのでしょうか。多くの県民に機会を与えることも大切です。もう少し細やかなサービスを提供されても良いと思いますが、この点で何らかの改定がされれば有難く思います。	生活・文化部	勤労・雇用支援室	緊急雇用創出事業で雇用される方の雇用・就業期間は、それぞれの事業により異なりますが、国の実施要領により、複数の事業に同一の方が就労する場合、通算した雇用・就業期間が1年以内と定められています。このため、残期間での就労も可能ですが、これまでの緊急雇用創出事業での就労期間によっては、応募できないこともあります。事業実施団体等へは、これまでも求人条件の記載方法について周知してきたところですが、再度、事業実施団体へ連絡しました。	すでに実施している
42 (16) (A)	2012/2/24	電子メール	苦情	県の相談員の対応姿勢について	おしごと広場みえでの就職活動について、大変ありがたく思っています。しかし、一部の相談員の方で、失礼な人がいます。相談員は、社会人として就職をめざす人の模範になるべき人だと思います。私たちに会社の厳しさを教える前に考えてもらいたいことがあります。それは、「足を組んだり、腕を組んだりして話す。うちわを使いながら話す。ガムを噛んでいる。受付で新聞や本を読んでいる。受付は座って話を聞いている。受付で雑談している。」などです。それと、受付も暇そうなのでいらぬと思います。また、言葉づかいがなれなれしいですし、女性には親切ですが、男性には厳しく感じます。上から目線で説教をされるよう感じますが、私は就職するための助言が欲しいだけです。そこで聞きたいのですが、相談員は何か特別な資格を持っているのでしょうか。就職戦線を突破した人の方がしっかりしていると思うので、若い人に職を譲るべきとの考えはないのでしょうか。それから、知事は若い人になりましたが、このメールは知事に伝わりますか。	生活・文化部	勤労・雇用支援室	ご意見ありがとうございます。「おしごと広場みえ」の利用において、不快感を与えるようなことがありましたことについてお詫び申し上げます。接遇面については、日頃から指導を行っているところですが、再度全職員に徹底いたしました。相談員は、企業の人事担当者OBや、キャリア支援アドバイザーの資格をもった者等がたっており、就職を目指す来場者の方々に、豊富な経験や知識を持って就職への支援が出来るよう努めているところです。何卒、ご理解をいただきますようお願いいたします。	県民の声を受けて実施した
43	2012/3/16	F A X	照会	消費生活センターの目的について	消費生活センターは何の目的で、何のためにあるのでしょうか。保険会社とのトラブルで、完全にミスを確認させて、回答書もらった後、保険を断られました。そのため、消費生活センターに相談しましたが、初めから「何の権限もありません」と言われました。また、故障したラジコンヘリコプターについても、職員は、逃げるばかり考えています。そのことについて、何度も電話してきて、「ヘリコプターを取りに来てほしい、結果は公文書なので渡せない。」と言っています。メーカーに警告をして、どこが悪かったか消費者に文書で回答するのが筋ではないのでしょうか。また、なぜ開示請求しなければいけないのでしょうか。消極的な姿勢が公務員に共通していると思います。以前、石油ポンプの欠陥を見つけ消費生活センターに連絡しましたが、宅配業者を指定されたため、別の業者で送ると言っても「困ります」ばかり言っていました。本来、消費生活センターは危険な商品を販売している業者の指導・回収するためにあるのではないのでしょうか。事故が起こったらどうするのでしょうか。本来の責務を果たさない組織は廃止してほしいです。	生活・文化部	交通安全・消費生活室	三重県消費生活センターでは、商品やサービスのトラブルに関する相談に応じたり、消費生活に関する情報を提供しています。そのうち製品事故に関する相談内容は、消費者庁に通知を行い、消費者庁では全国の事故情報を一元的に管理、分析し、被害拡大のおそれがある場合はその対策をとることとなっています。また、当センターでは、必要に応じて商品の性能や安全性に関する商品テストを他の検査機関に依頼しています。その際、相談者から検査機関へ直接商品を送付いただけるよう、着払いを取り扱う検査機関指定配送業者を案内していますので、ご利用いただけますようお願いいたします。なお、商品テストの結果については、相談の一環として口頭でお知らせしていますが、検査機関から当センターあてに発出された報告文書そのものを必要とされる場合は、公文書開示請求の手続きをとっていただくようお願いいたします。今後とも、県の消費者行政にご理解ご協力いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
44 (A)	2012/1/27	電子メール	苦情	職員勤務姿勢について	美術館へ鑑賞に行きましたが、そこで気になることがありました。まず、案内カウンターの人が携帯電話で大きな声で話していました。展示室まで聞こえてくるくらいの声の大きさで、私も注意しようと思ったくらいです。また、私用電話のように感じました。さらに、柳原義達の彫刻があるコーナーにいる職員の話している声が大きすぎです。会話している声が廊下まで響いています。最初はお客さんかと思っていましたが、見張りの職員でした。職員同士で話すことはあると思いますが、美術館ですので、話す時は小さな声で話して欲しいです。職員から静かにしていただくべきだと思います。	生活・文化部	美術館	このたびは、美術館にご来館いただきありがとうございました。せっかくの鑑賞の際に不適切な対応によりご不快な思いをおかけしましたことをお詫び申し上げます。その後、総合案内への電話機の持ち込みや使用をしないことを総合案内担当者に指導徹底しました。また、展示室監視業務の委託事業者には、監視中の私語は慎むこと、話の必要な場合も話し声はなるべく小さい声にすることを指導徹底しました。美術館職員としての自覚を持って今後とも快適な環境を維持できるように努めてまいります。	県民の声を受けて実施した
45 (36)	2012/3/7	電子メール	要望	防災ボランティア養成講座は何故、再開催されないのですか。また、ゲートキーパー養成講座も開催されていないようです。人権宣言都市は、嘘っぱちなのですか。	健康福祉部	健康づくり室	三重県では、内閣府が推進している「ゲートキーパー」の役割である「身近な人が抱えているこころの悩みに気づき、相談へつなげる人材」を「メンタルパートナー」という名称で、三重県自殺対策情報センターが中心となり、保健所、市町等で養成に取り組んでいます。県下で2万人の養成を目指します。	すでに実施している	
46 (27) (112) (B)	2012/3/1	電子メール	提案意見	病気の治療と仕事の両立について	がんやうつ病などの病気になっても治療しながら仕事が続けられる職場環境や支援について、厚生労働省の検討会が開かれ、議論が始まったと報道されました。働く世代の人口が減少する中で、治療と仕事を両立できる職場環境を整備する必要があると厚生労働省は説明しています。職場の協力がある場合もありますが、現実には辞めざるを得ない場合が多いと思います。県でも、がん相談支援センターによる患者への支援のみならず企業に対しても働き続けられる職場環境作りを支援すべきだと思います。来年度予算でもそのような施策を講じてください。また、率先して行うべき県の職場でも、上司などによる患者職員に対する嫌がらせやいじめがあるようです。本来模範を示すべき行政などがこんなことでは、民間や子どもたちに悪影響を与えてしまいます。まず足元から正すことから始めてください。がんやうつ病の職員を抱えることは、企業や行政にとって短期的にはマイナスかもしれませんが、困難に立ち向かえる職場の連帯を醸成し、不利な立場にある人の心が理解できるようになり、住民や子どもたちにいい影響や結果を残すことになると思います。	健康福祉部	健康づくり室	この度は、がんおよびうつ病などの病気にかかっている方の就労支援に関しご意見をいただき、誠にありがとうございます。ご指摘のとおり、がん患者が就労と治療を両立させることができる環境を整備することは極めて重要です。県においては、平成24年度、国が次期がん対策推進基本計画を策定するのに合わせて次期三重県がん対策戦略プランの策定を行う予定ですが、同プランにがん患者の就労支援に関する記述を盛り込む予定です。また、具体的な取組としては、がん患者の就労における課題の把握や、職場におけるがんの正しい知識の普及、事業者・がん患者やその家族等に対する情報提供及び相談支援体制のあり方について検討してまいります。うつ病については、県民の方々にうつ病に関する正しい知識を持ってもらい、うつ病の早期発見、早期治療を進めるための普及啓発の取組みや、関係機関と連携をしながら、職域での相談のための人材育成と資質の向上を目指した取組を実施しています。	すでに実施している

47	2012/3/7	電話	要望	乳幼児医療費助成の手続について	他県から引越してきました。以前のところでは、乳幼児医療費の助成をその場で受けられるため、お金を払うことはありませんでした。ところが、三重県では医療機関窓口で一旦支払い、2~3ヶ月後に振り込まれてきます。三重県も医療機関窓口で支払いしなくても、乳幼児医療費の助成が受けられるよう手続を見直してください。	健康福祉部	社会福祉室	乳幼児医療費助成制度について貴重なご意見をいただきありがとうございます。三重県では、窓口で一旦支払いを行う償還払い方式となっていますが、本人の申請が不要な自動償還としています。窓口負担なしとすること（現物給付）については、医療費の増大や国民健康保険における国庫負担金の減額措置等により、市町の財政に大きな影響を与えることが予想されます。このため、県としては乳幼児医療費助成の対象の拡大（平成24年9月から県補助の対象を小学校6年生まで拡大）を優先することとしていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	反映は困難である
48	2012/3/5	電子メール	提案意見	知的障がい児施設での虐待について	知的障がい児施設で起きた虐待事件は、施設存在の意味を問われることとなります。職員は施設の入所者を守るのが使命のほうですが、逆に虐待しては話になりません。このような虐待事件を繰り返している場合は、行政処分も検討すべきです。	健康福祉部	障害福祉室	ご意見ありがとうございます。おっしゃるとおり、利用者の権利と安全を守るべき施設において虐待はあってはならないことと考えております。県といたしましては、状況や原因を把握究明の上、児童の権利と安全が確保できるよう引き続き指導を進めてまいります。	すでに実施している
49 (54)	2012/2/15	電話	要望	学童保育について	子どもが重い障がいをもっているため、学童保育を受けられません。夏休みなど長期間の休みも含めて、重度の障がいがある子どもを学童保育に通わせることができるようしてください。三重県は健やかな社会を育むことを目標としていますが、弱者を切り捨てるように感じてしまいます。また、知事の公約に学童保育の整備がありますが、障がい者を取り残しての整備はいいのでしょうか。資金がないのはわかりますが、学童保育を3年生までにして、その分を障がい者の学童保育に割り当ててください。	健康福祉部	障害福祉室	ご意見ありがとうございます。障がいのあるお子さんが放課後を過ごす場としては、放課後児童クラブのほか、障害者自立支援法に基づくサービスとして「児童デイサービス」「日中一時支援」があります。サービスを利用するには、市町でサービスについての支給決定を受けていただく必要がありますので、詳しくはお住まいの市町の福祉担当課にお尋ねくださるようお願いいたします。	すでに実施している
50	2012/3/6	電子メール	要望	学童保育に関する補助金削減について	来年度の学童保育関係予算が削減される案が出されていますが、知事は学童保育について重要課題としていたはずですが、今回の削減案は、まったく逆の方向で驚いています。低学年の子どもにおいては、学校で過ごす時間よりも長いとされている学童保育所です。指導員の先生方は、労働環境も十分に整っていない中、本当に親身になって子ども達の保育をしてくださり、時には子育てについて相談にもなってくださいます。まさに、保護者が安心して預けられる学童保育所です。もし、補助金削減となれば、保護者の負担増、指導員の先生方の労働環境の更なる悪化、それに伴う保育の質の低下が危惧されます。日頃の保育においても、常に質素堅実、お金の無駄がないように、私たち保護者と話し合いをしながらぎりぎりのところで運営をします。知事には今一度、学童保育所の現状をしっかりと把握していただき、三重県の学童保育が崩壊しないよう、最重要課題として取り組んでいただきたいと切に願います。	健康福祉部	子ども未来室	このたびは、放課後児童クラブ（学童保育）に関しご意見をいただきありがとうございます。平成24年度当初予算につきましては、極めて厳しい財政状況のなか、事務事業の見直しなどを進めながら編成しましたが、放課後児童クラブの運営費の市町への補助金についても、結果的には十分な対応ができませんでした。放課後の子どもたちの遊びや安心して過ごせる場所の重要性についての認識については変わりありませんので、「みえ県民力ビジョン」の中においても「緊急課題」として位置づけ推進していきたいと考えています。特に、来年度は日々ご熱心に活動されている放課後児童クラブ指導員の皆さんへの研修の充実などクラブ運営の質の向上にも取り組むことにより、保護者や子どもにとっての安心感にもつなげていきたいと考えています。引き続き、できる限りのサポートをしていきたいと考えていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
51	2012/3/5	電子メール	照会	放課後児童クラブの補助金削減について	昨今の厳しい財政状況でも、本来は重点配分すべき子育て支援である放課後児童クラブの補助金を削減することは到底納得出来ません。見解を聞かせて欲しいです。	健康福祉部	子ども未来室	ご意見をいただきありがとうございます。平成24年度当初予算につきましては、極めて厳しい財政状況のなか、事務事業の見直しなどを進めながら編成しましたが、放課後児童クラブの運営費の市町への補助金についても、結果的には十分な対応ができませんでした。放課後の子どもたちの遊びや安心して過ごせる場所の重要性についての認識については変わりありませんので、「みえ県民力ビジョン」の中においても「緊急課題」として位置づけ推進していきたいと考えています。特に、来年度は日々ご熱心に活動されている放課後児童クラブ指導員の皆さんへの研修の充実などクラブ運営の質の向上にも取り組むことにより、保護者や子どもにとっての安心感にもつなげていきたいと考えています。引き続き、できる限りのサポートをしていきたいと考えていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
52	2012/3/2	電話	要望	放課後児童クラブ運営補助金について	今回、県が来年度の放課後児童クラブの運営補助金を減額することに賛成します。一部の放課後児童クラブでは、指導員に対して多額と思われる給与、退職金が支払われていたり、規律のない運営がされているところがあります。保護者が安心して働くための必要な学童保育であることの趣旨には理解できますし、全ての放課後児童クラブが、このような運営を行っているとは思いませんが、補助金（税金）を出す県には、これまで以上に県内の放課後児童クラブの運営実態を把握していただき、補助金が有効に活用される制度にしていきたいと思います。	健康福祉部	子ども未来室	ご意見をいただきありがとうございます。放課後の子どもたちの遊びや安心して過ごせる場所の確保、子育てと仕事の両立支援といった観点から放課後の子どもたちの居場所づくりは重要と考えており、県では、市町が地域の実情に応じ、放課後児童クラブに対して財政的支援をしている場合に限って、市町に対して補助を行っている。今後も引き続き、市町に対する精査やヒアリングを実施するなど適切な補助制度の運用に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
53	2012/2/27	電子メール	要望	放課後児童クラブ運営補助金について	子どもたちは放課後を学童保育で過ごしています。ひとり親なので学童保育の存在はなくてはならないものです。学童保育の運営に保護者役員として関わっていますので、国や市町、そして県の理解があって成り立っていることを良く知っています。そのため、今回の予算減額にとっても驚き、ショックを受けました。学童の運営ができなくなって、指導員の人数・給与の削減や保育料の値上げ等の措置をとると、精神的・経済的に安心して通わせることができなくなります。子どもたちだけで留守番をさせ、放課後や夏休みなどの長期休みを過ごさせたくありませんが、仕事をしなければ生活できません。親として言葉にできないストレスです。子どもたちにとって、心の淋しさや不安はストレスとなります。補助金を削減しないで下さい。	健康福祉部	子ども未来室	このたびは、放課後児童クラブ運営補助金に関しご意見をいただきありがとうございます。また、学童保育の運営に保護者役員として、ご熱心に取り組んでいただいていることにお礼申し上げます。平成24年度当初予算につきましては、極めて厳しい財政状況のなか、事務事業の見直しなどを進めながら編成はしましたが、放課後児童クラブの運営費の市町への補助金についても、十分な対応ができなかったことについては、本当に心苦しく考えています。放課後の子どもたちの遊びや安心して過ごせる場所の重要性についての認識については変わりありませんので、本年度は放課後児童クラブの皆さんへの研修を含めたクラブ運営の質の向上にも取り組むこととしています。このことにより、保護者や子どもにとっての安心感にもつなげていきたいと考えています。引き続き、県としてはできる限りのサポートをしていきたいと考えていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
54 (49)	2012/2/15	電話	要望	学童保育について	子どもが重い障がいをもっているため、学童保育を受けられません。夏休みなど長期間の休みも含めて、重度の障がいがある子どもを学童保育に通わせることができるようしてください。三重県は健やかな社会を育むことを目標としていますが、弱者を切り捨てるように感じてしまいます。また、知事の公約に学童保育の整備がありますが、障がい者を取り残しての整備はいいのでしょうか。資金がないのはわかりますが、学童保育を3年生までにして、その分を障がい者の学童保育に割り当ててください。	健康福祉部	子ども未来室	ご意見をいただきありがとうございます。放課後の子どもたちの遊びや安心して過ごせる場所の確保、子育てと仕事の両立支援といった観点から放課後の子どもたちの居場所づくりは重要と考えています。障がいのあるお子さんの受け入れを促進するために、県では、一定の要件の下、国庫補助事業に上乗せした県単補助制度（注1）を創設し、支援を行っているところです。放課後児童クラブの受け入れに関しましては、各クラブにより学童の人数や指導員数など運営状況が異なるため、市町の相談窓口へお問い合わせくださいますようお願いいたします。県としても引き続き障害のあるお子さんの受け入れのための支援をまいります。（注1）県単補助制度 3人以上の障がい児を受け入れるクラブにおいて専門的知識を有する指導員を2名以上配置するための経費として一定額を補助するもの	すでに実施している

55 (114)	2012/3/5	電子メール	照会	給食の検査について	小学生と保育園児の子どもがいますが、給食への放射能の影響が心配です。牛乳や野菜の単品としての検査ではなく、給食のおかずとしての検査はしないのでしょうか。市町としての判断なのかもしれないのですが、県としての考え方を聞かせてください。	健康福祉部	子ども家庭室	保育所における給食の放射線検査の実施状況については、保育の実施主体が市町であることから、県では把握していませんが、給食の提供については、市町（公立保育所）、法人等（私立保育所）が、安全性の確保等に配慮したうえで、献立の作成、食材の調達を行っています。なお、国においては、今後、飲料水、乳児用食品、牛乳など食品中に含まれる放射性物質について新たな基準値を設定することとしています。今後も、給食の安全性が確保されるよう、国・県・市町が連携し、必要な情報の共有を図ってまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
56	2012/2/22	電子メール	要望	子育てのしやすい環境について	私は産後半年で職場復帰しなくてはならない事情があるため、子どもが小さい時から保育園のお世話になっています。今回、子どもは小学校区外の学校に入学しますが、放課後の学童保育を申し込みましたところ、定員枠があるとの事で、先行きの見通しが悪いです。こういったこともあり、子どもが日々成長する中で疑問を感じます。子どもを育てやすい社会、子どもを産みやすい社会にすることは本当に難しいと思います。しかしながら、本当に、子どもにとって当たり前に普通に幸せな生活を確保してあげたいのが親心です。子育てなどがしやすい環境になり、県民が大好きな県となる事を県民として望みます。	健康福祉部	子ども家庭室	ご意見ありがとうございます。県の行う子育て施策については、市町が行う施策を支援するものとして、保育や母子保健対策などがあります。保育サービスは、待機児童が増加傾向にあります。県では市町が行う保育所整備の支援に取り組んでいます。また、手厚い保育士の配置が必要な低年齢児保育などの支援にも取り組んでいるところです。一方、母子保健対策では、安心して子どもを産み育てられるような体制づくりのため、市町の取組を支援し、妊婦健康診査の費用助成や不妊治療などの助成などを行っています。今後ともこのような子育て支援策により、一層の充実を図ってまいりますのでご理解よろしく申し上げます。	すでに実施している
57	2012/2/20	電話	要望	補聴器購入への補助について	新聞に子どもの補聴器購入補助金の記事が載っていました。私の子ども（中学3年生）も中度の難聴のため補聴器を使用しているので、この制度の詳細を知りたくて、県庁の担当室へ尋ねました。その説明では難聴の未就学児に対し、初回購入の時に1回だけ5万円が補助されるというものでした。私の子どもは既に中学生なので該当しませんが、補聴器は10万円から100万円位まであり、安いものは雑音が入り、授業に集中できないので、やむを得ず、高額なものを購入しています。さらに補聴器の耐用年数は3～4年と短いので、買い替えをしなければならず、そのたびに家計を圧迫しています。せめて教育を受ける期間は、補助をして頂けるように、基準を拡大していただきたいと思っております。	健康福祉部	子ども家庭室	ご意見をいただきありがとうございます。就学前の早期の補聴器装着は、言語を学ぶのに必要な聴能の発達をもたらすだけでなく、さらに発話能力、言語理解力、表現力を養成し、他者とのコミュニケーション能力を培うことができると考えられています。このため、県としましては、できるだけ早期の補聴器の装着を促進することに重点をおき、就学前の中等度難聴児が初めて補聴器を装着する際（1回のみ）に補聴器購入費用の一部助成を行っているところでありますので、ご理解くださいますようお願いいたします。	施策の参考とする
58 (A)	2012/2/23	電話	苦情	職員の対応について	夫婦関係が悩んでいることがあり、女性相談所で相談に乗ってもらえると知って電話をかけました。はじめは相談員の方が聞いてくれていたのに、時間が長くなると「切らせていただきます。」と話の途中なのに電話を切られてしまいました。2回目電話をかけて切った人の名前を尋ねても、「決まりで教えることはできません。そういうことなので。」と又切られました。3回目電話をかけて上司に代わってほしいと頼むと、県民の声相談室を案内されました。悩みを聞いてもらえるということで女性相談所にかけたのに、あまりに短い時間で電話を切られてしまい、深く傷つきました。深刻に悩み勇気を出して今日電話したのに、このような職員の対応を受けて辛くてたまりません。アドバイスももらえず、話も最後まで聞いてもらえないのなら、始めから「こういう内容は聞けません。何分までしか聞けません。」と分かりやすく明記・周知したらどうですか。それを知っていたのなら、始めから電話したりしません。	健康福祉部	女性相談所	ご意見ありがとうございます。このたびは、不快な思いをおかけしたことについて誠に申し訳ございません。女性相談所では女性に関する様々な相談をお受けし、お話を十分お聞きしたうえで適切な情報提供、助言等に努めているところです。今回のご意見を踏まえ、相談者の心情等に十分配慮し、相談を受けることが重要な基本姿勢であることを、所内の全職員に対して改めて周知徹底を図りました。今後相談者にとって親身になった対応に一層努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。なお、当所では、業務の関係上職員の安全を図るため、名前をお答えすることは一律に控えさせていただいておりますことにご理解願います。	すでに実施している
59	2012/3/14	電子メール	提案意見	被災地がれきの受け入れについて	被災地がれきの受け入れに断固反対します。理由は多数あります。放射性物質は被曝線量計では測れません。また、責任の所在が明らかではありません。99.9%放射性物質を除去できる根拠が示されていません。現地で処理場を作って処理することが地元にとってメリットになります。津波の被害に遭う同じ場所に街を作らせようとするのは非道です。500ベクレルというのは、10年後に半数が癌で死ぬのを許容する数値と思われる。万が一、市民に健康被害が出た際に、誰が責任を取るのですか。万が一、農作物に放射性物質が含まれてしまった場合、誰が責任を取るのですか。観光客の激減があった場合、誰が責任を取るのですか。がれきにはアスベストや砒素他、有害物質が多く含まれています。気化した放射性物質は濃縮されて遠くまで飛びます。これらの問題について、国は何一つ答えられませんでした。国の無茶苦茶な言い分に屈しないでください。	環境森林部	ごみゼロ推進室	貴重なご意見ありがとうございます。災害廃棄物の受け入れについては、災害廃棄物の放射線に関する安全性等が整理され、放射線に関する正しい情報とともに、地域の関係者にきちんと示され、理解されることが必要と考えています。災害廃棄物の処理については、処理施設を所有する市町の意向を尊重する観点から、市長会・町村会と連携し、三者で足並みを揃えて協議を進めていきます。なお、三重県において現時点で受け入れている、又は具体的に受け入れの予定がある市町等はありません。	すでに実施している
60	2012/3/14	電話	提案意見	東日本大震災のがれき受け入れについて	知事が市町にがれきの受け入れをまかせるのは責任の押しつけではありませんか。知事ががれきの受け入れを拒否してほしいです。がれきを移動させるだけで主要道路の放射線が上がる話を聞きました。	環境森林部	ごみゼロ推進室	災害廃棄物を受け入れるかについては、まず、一般廃棄物行政上の権限を有する市町の意見が尊重されますので、知事に最終的な権限はありません。また、受け入れによって健康被害がでるような放射線レベルではありません。なお、三重県において現時点で受け入れている、または具体的に受け入れの予定がある市町等はありません。	すでに実施している
61	2012/3/14	電子メール	提案意見	震災がれき受け入れの検討について	震災関連のニュースの中で、がれきの受け入れが進まないという報道がありました。三重県も現状では受け入れを表明していないかと思いますが、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。反対の声も根強いであろうことは想像に難くありませんが、「自分たちだけよければいい」という考えでは復興は進みません。それから、受け入れ賛成の方は、反対の方に比べて意見をすることが少ない、ということも勘案していただきたいと思っております。一般的な市民感情として「三重県が受け入れて復興が進むなら賛成したい」という思いがあることもご承知おきください。	環境森林部	ごみゼロ推進室	貴重なご意見ありがとうございます。災害廃棄物の受け入れについては、災害廃棄物の放射線に関する安全性等が整理され、放射線に関する正しい情報とともに、地域の関係者にきちんと示され、理解されることが必要と考えています。災害廃棄物の処理については、処理施設を所有する市町の意向を尊重する観点から、市長会・町村会と連携し、三者で足並みを揃えて協議を進めていきます。なお、三重県において現時点で受け入れている、又は具体的に受け入れの予定がある市町等はありません。	すでに実施している
62	2012/3/13	電子メール	照会	東日本大震災のがれきについて	震災のがれきを受け入れますか。受け入れるとしたら、どのような方法で処理を行うと考えていますか。	環境森林部	ごみゼロ推進室	貴重なご意見ありがとうございます。災害廃棄物の受け入れについては、災害廃棄物の放射線に関する安全性等が整理され、放射線に関する正しい情報とともに、地域の関係者にきちんと示され、理解されることが必要と考えています。災害廃棄物の処理については、処理施設を所有する市町の意向を尊重し、市町の意見を十分に聞きながら、今後の対応を考えていきます。なお、三重県において現時点で受け入れている、又は具体的に受け入れの予定がある市町等はありません。	すでに実施している

63	2012/3/12	電子メール	提案意見	東北のがれきについて	津波によって出た大量のがれきを、三重県でも受け入れを検討して頂けないでしょうか。安全確認は大切だと思いますが、同じ日本人として、受け入れを検討してください。	環境森林部	ごみゼロ推進室	貴重なご意見ありがとうございます。災害廃棄物の受け入れについては、災害廃棄物の放射線に関する安全性等が整理され、放射線に関する正しい情報とともに、地域の関係者にきちんと示され、理解されることが必要と考えています。災害廃棄物の処理については、処理施設を所有する市町の意向を尊重し、市町の意見を十分に聞きながら、今後の対応を考えていきます。なお、三重県において現時点で受け入れている、又は具体的に受け入れの予定がある市町等はありません。	すでに実施している
64	2012/3/12	電子メール	提案意見	がれき処理の受け入れについて	がれき処理の受け入れをして下さい。放射線量は問題無いのに、なぜ受け入れないのですか。	環境森林部	ごみゼロ推進室	貴重なご意見ありがとうございます。災害廃棄物の受け入れについては、災害廃棄物の放射線に関する安全性等が整理され、放射線に関する正しい情報とともに、地域の関係者にきちんと示され、理解されることが必要と考えています。災害廃棄物の処理については、処理施設を所有する市町の意向を尊重し、市町の意見を十分に聞きながら、今後の対応を考えていきます。なお、三重県において現時点で受け入れている、又は具体的に受け入れの予定がある市町等はありません。	すでに実施している
65	2012/3/12	電子メール	提案意見	東北大震災のがれき処理について	東北大震災から1年が経過し、ニュースなどでも問題になっているがれき処理について心を痛めています。三重県民として東北のがれき処理の手助けができないものでしょうか。放射能問題について、皆さんはあまりにも無知すぎます。行政も説明不足です。自然界にある放射性物質の量と変わらないごみをなぜ、協力できないのでしょうか。「お互い様」の言葉があるとおりに、ぜひ東北の人たちを助けましょう。それがひいては、いつか三重県のためにもなるのではないのでしょうか。	環境森林部	ごみゼロ推進室	貴重なご意見ありがとうございます。災害廃棄物の受け入れについては、災害廃棄物の放射線に関する安全性等が整理され、放射線に関する正しい情報とともに、地域の関係者にきちんと示され、理解されることが必要と考えています。災害廃棄物の処理については、処理施設を所有する市町の意向を尊重し、市町の意見を十分に聞きながら、今後の対応を考えていきます。なお、三重県において現時点で受け入れている、又は具体的に受け入れの予定がある市町等はありません。	すでに実施している
66	2012/3/12	電子メール	提案意見	がれき受け入れによる復興支援について	震災から1年になりますが、特にがれき処理に関してはとても残念に思います。積極的にがれき受け入れを考えて欲しいです。三重・愛知・静岡は東海地震が起きれば東北以上の被害が出る予想です。がれきも東北以上に出るのではないですか。そのことを踏まえて、今一番積極的にがれき受け入れをしなくてはいけないのは、東京電力管内の都県と、我々東海地方ではないですか。それが本当の助け合い(絆)ではないですか。義援金は比較的出しやすいものです。なぜなら自分たちに降りかかるものはないからです。しかしがれき処理はお金もかかるし、もしかしたら放射能汚染があるかもしれない、などと結局自分の身に降りかかる事には知らんふり、ではいけないと思います。こんな小さな島国なのでですから全国が協力してリスクを分散しなくてはいけないのではないですか。確実に三重県民の中にも大反対する人はたくさんいるでしょうが、明日は私たち三重県民が被災する番なのですから良く考えて頂きたいです。三重が積極的に全国に「受け入れましょう」と発信してはいかがですか。	環境森林部	ごみゼロ推進室	貴重なご意見ありがとうございます。災害廃棄物の受け入れについては、災害廃棄物の放射線に関する安全性等が整理され、放射線に関する正しい情報とともに、地域の関係者にきちんと示され、理解されることが必要と考えています。災害廃棄物の処理については、処理施設を所有する市町の意向を尊重し、市町の意見を十分に聞きながら、今後の対応を考えていきます。なお、三重県において現時点で受け入れている、又は具体的に受け入れの予定がある市町等はありません。	すでに実施している
67	2012/3/12	電子メール	提案意見	震災がれきの受け入れについて	東北大震災から一年経った今も、がれき処理が進まない現実に胸が痛みます。何故、がれき受け入れ事業を推進しないのか理解しがたいです。予想される反対運動を恐れ、余計なことに首を突っ込まないとの姿勢ですか。東海・東南海地震が高確率で予想され、三重県も津波被害の見直しを行ったではないですか。三重県が大きな津波被害を受けても他県には援助を要請しないつもりですか。危険ながれきまで受け入れるとは申しませんが、三重県は東海四県の先頭を切って、がれき受け入れを推進すべきです。他人の顔色を窺って政を行う様な事があってはならないと思います。	環境森林部	ごみゼロ推進室	貴重なご意見ありがとうございます。災害廃棄物の受け入れについては、災害廃棄物の放射線に関する安全性等が整理され、放射線に関する正しい情報とともに、地域の関係者にきちんと示され、理解されることが必要と考えています。災害廃棄物の処理については、処理施設を所有する市町の意向を尊重し、市町の意見を十分に聞きながら、今後の対応を考えていきます。なお、三重県において現時点で受け入れている、又は具体的に受け入れの予定がある市町等はありません。	すでに実施している
68	2012/3/12	電子メール	照会	がれきの受け入れについて	東北地方の地震津波によるがれきの受け入れについて、三重県は出来ない事情があるのですか。議会が反対しているのですか。それとも容量の問題ですか。	環境森林部	ごみゼロ推進室	貴重なご意見ありがとうございます。災害廃棄物の受け入れについては、災害廃棄物の放射線に関する安全性等が整理され、放射線に関する正しい情報とともに、地域の関係者にきちんと示され、理解されることが必要と考えています。災害廃棄物の処理については、処理施設を所有する市町の意向を尊重し、市町の意見を十分に聞きながら、今後の対応を考えていきます。なお、三重県において現時点で受け入れている、又は具体的に受け入れの予定がある市町等はありません。	すでに実施している
69	2012/3/7	電子メール	要望	被災地のがれきについて	被災地のがれきを三重県でも受け入れて欲しいです。被災地から離れたこの三重県で私達ができることは少ないかもしれませんが、今必要とされていることを実行する。そうやって一歩踏みだせる三重県がかっこいいと思います。	環境森林部	ごみゼロ推進室	貴重なご意見ありがとうございます。災害廃棄物の受け入れについては、災害廃棄物の放射線に関する安全性等が整理され、放射線に関する正しい情報とともに、地域の関係者にきちんと示され、理解されることが必要と考えています。災害廃棄物の処理については、処理施設を所有する市町の意向を尊重し、市町の意見を十分に聞きながら、今後の対応を考えていきます。なお、三重県において現時点で受け入れている、又は具体的に受け入れの予定がある市町等はありません。	すでに実施している
70	2012/3/6	電子メール	要望	被災地のがれきの受け入れについて	先週、東京都が女川のがれきを受け入れました。数々の抗議に対して、がれきを受け入れたことは本当に嬉しく思いました。日本人の誇りです。しかし、まだ女川でがれきは山積みになっています。一日も早くがれき処理が進むように、三重県も全面的に受け入れに協力するとの声明を、震災から1年を迎えるこのときに出して頂きたいです。	環境森林部	ごみゼロ推進室	貴重なご意見ありがとうございます。災害廃棄物の受け入れについては、災害廃棄物の放射線に関する安全性等が整理され、放射線に関する正しい情報とともに、地域の関係者にきちんと示され、理解されることが必要と考えています。災害廃棄物の処理については、処理施設を所有する市町の意向を尊重し、市町の意見を十分に聞きながら、今後の対応を考えていきます。なお、三重県において現時点で受け入れている、又は具体的に受け入れの予定がある市町等はありません。	すでに実施している

71	2012/3/6	電子メール	要望	がれき処理について	三重県では原発の事故による汚染を逃れています。また、原発建設も回避されています。当時、どれほどの安堵を覚えたでしょうか。私は、実家のある三重で子育てをしたいと考えています。ぜひ、子どもたちのために、きれいな三重を保ってください。どうか、がれき受け入れはしないでください。	環境森林部	ごみゼロ推進室	貴重なご意見ありがとうございます。災害廃棄物の受け入れについては、災害廃棄物の放射線に関する安全性等が整理され、放射線に関する正しい情報とともに、地域関係者にきちんと示され、理解されることが必要とされています。災害廃棄物の処理については、処理施設を所有する市町の意向を尊重し、市町の意見を十分に聞きながら、今後の対応を考えていきます。なお、三重県において現時点で受け入れている、又は具体的に受け入れの予定がある市町等はありません。	すでに実施している
72	2012/3/5	電子メール	要望	がれき受け入れの検討について	報道を見ました。「震災がれきの受け入れ検討」をもっと進めてください。他のメディアで三重県は検討中と見た様に思いますが、住民の意見も聞いて、受け入れを早く行動に移せる様進めてください。助け合いが必要と強く思います。色々障がいはあるのですが、克服するのが大切だと思います。既に行動いただいているのに、私が知らないだけなら申し訳ないですが、知る機会を多くお願いします。	環境森林部	ごみゼロ推進室	貴重なご意見ありがとうございます。災害廃棄物の受け入れについては、災害廃棄物の放射線に関する安全性等が整理され、放射線に関する正しい情報とともに、地域関係者にきちんと示され、理解されることが必要とされています。災害廃棄物の処理については、処理施設を所有する市町の意向を尊重し、市町の意見を十分に聞きながら、今後の対応を考えていきます。なお、三重県において現時点で受け入れている、又は具体的に受け入れの予定がある市町等はありません。	すでに実施している
73	2012/3/5	電子メール	提案意見	災害がれきの受け入れについて	東日本大震災に伴う災害廃棄物の受け入れに反対します。いくら、法律上放射能汚染されていないといっても、実質放射能汚染されている災害廃棄物の受け入れは、放射能の拡散に加担するだけの行為でしかありません。住民の健康への影響も考えられると、危険な災害廃棄物の受け入れに反対します。	環境森林部	ごみゼロ推進室	貴重なご意見ありがとうございます。災害廃棄物の受け入れについては、災害廃棄物の放射線に関する安全性等が整理され、放射線に関する正しい情報とともに、地域関係者にきちんと示され、理解されることが必要とされています。災害廃棄物の処理については、処理施設を所有する市町の意向を尊重し、市町の意見を十分に聞きながら、今後の対応を考えていきます。なお、三重県において現時点で受け入れている、又は具体的に受け入れの予定がある市町等はありません。	すでに実施している
74	2012/3/5	電子メール	提案意見	震災のがれき処理受け入れについて	がれきの受け入れについて、三重県でも前向きに取り組んでほしいと思います。しっかりとデータを示して安全を確認できれば、強いリーダーシップを持って、取り組みを前進させてください。日本全体のことを考えて、今三重県でもできることをもっと積極的に取り組んでほしいと思います。	環境森林部	ごみゼロ推進室	貴重なご意見ありがとうございます。災害廃棄物の受け入れについては、災害廃棄物の放射線に関する安全性等が整理され、放射線に関する正しい情報とともに、地域関係者にきちんと示され、理解されることが必要とされています。災害廃棄物の処理については、処理施設を所有する市町の意向を尊重し、市町の意見を十分に聞きながら、今後の対応を考えていきます。なお、三重県において現時点で受け入れている、又は具体的に受け入れの予定がある市町等はありません。	すでに実施している
75	2012/3/2	電子メール	提案意見	がれきの受け入れについて	三重県は震災のがれき受け入れをどう思っていますか。もし、受け入れを考えているなら、私は賛成です。	環境森林部	ごみゼロ推進室	貴重なご意見ありがとうございます。災害廃棄物の受入については、災害廃棄物の放射線に関する安全性等が整理され、放射線に関する正しい情報とともに、地域関係者にきちんと示され、理解されることが必要とされています。災害廃棄物の処理については、処理施設を所有する市町の意向を尊重し、市町の意見を十分に聞きながら、今後の対応を考えていきます。なお、三重県において現時点で受け入れている、又は具体的に受け入れの予定がある市町等はありません。	すでに実施している
76	2012/2/27	電話	提案意見	がれきの受け入れについて	被災地のがれきの受け入れの件ですが、三重県も協力する方向で考えていただきたいと思っています。東北地方だけで処理するには限界があります。がれきの処理が進まないで復興も進みません。これでは気の毒です。日本人として、お互いに助け合うことは必要だと思います。	環境森林部	ごみゼロ推進室	貴重なご意見ありがとうございます。災害廃棄物の受入については、災害廃棄物の放射線に関する安全性等が整理され、放射線に関する正しい情報とともに、地域関係者にきちんと示され、理解されることが必要とされています。災害廃棄物の処理については、処理施設を所有する市町の意向を尊重し、市町の意見を十分に聞きながら、今後の対応を考えていきます。なお、三重県において現時点で受け入れている、又は具体的に受け入れの予定がある市町等はありません。	すでに実施している
77	2012/2/22	電子メール	提案意見	がれき受け入れの働きかけについて	なぜ、東北の震災がれきを受け入れないのでしょうか。先日、他県のある市が岩手県のがれきを受け入れるというニュースを見ました。わたしはその町へ震災ボランティアとして行ってきましたが、数少ない平地にがれきが小山のように積み上がって自然発火をおこし、周囲は煙たかったです。それでもまだ半分しか片付けていないということでした。また、養殖の牡蠣も腐敗し臭がしました。もし、東海・東南海地震が起こったら、将来の志摩の姿だと思いました。その時には、他の地域に助けてもらわないと三重県はやっていけないと思います。警戒区域内のがれきならともかく、遠く離れた岩手県や宮城県のがれきを、なぜ県として積極的に市町へ受け入れるよう働きかけないのでしょうか。明日は我が身だと思います。	環境森林部	ごみゼロ推進室	貴重なご意見ありがとうございます。災害廃棄物の受入については、災害廃棄物の放射線に関する安全性等が整理され、放射線に関する正しい情報とともに、地域関係者にきちんと示され、理解されることが必要とされています。災害廃棄物の処理については、処理施設を所有する市町の意向が重要な要素となるため、市町の意見を十分に聞きながら、今後の対応を考えていきます。なお、三重県において現時点で受け入れている、又は具体的に受け入れの予定がある市町等はありません。	すでに実施している
78	2012/2/22	F A X	提案意見	エコバック運動について	東海地区でさかん「エコバッグ運動」ですが、関西ではエコバッグを持ってきた人にポイントを付けて袋を減らす努力をしています。これは、別に悪いことではなく選択の自由です。名張では、ちょっとしたものを買ってもレジ袋はもらえません。また、店員も袋を持てますかと聞かず、エコバッグを持ってくるのが当たり前と言う顔をしている者もいます。ちょっとした物を買っても袋代を取られてしまうのが現状です。また、大きなホームセンターやスーパー等が多数できて、大量に物を消費しています。エコと言うのならば、直ぐに壊れそうな生活用品を売らないでください。これこそゴミが増え環境に悪いのではないのでしょうか。大量に物を作る現状でありながら、ごみゼロという言葉を使って、ゴミを出来るだけ少なくするというのは矛盾しているのではないのでしょうか。このことについて、県はどう思うのですか。	環境森林部	ごみゼロ推進室	ご意見ありがとうございます。三重県では、「ごみゼロ社会実現プラン」を策定し、ご指摘の「大量生産・大量消費・大量廃棄」の社会から、ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用品は最大限資源として有効利用される「ごみゼロ」社会への転換をめざし、地域のさまざまな主体と取組を行っています。その中で、ごみの減量には、「不要なものを買わない」、「買ったものはできるだけ修理して長く使う」など、ごみの発生そのものを抑制することが効果的であると考え、ごみの発生抑制に向けた取組や啓発を進めているところです。エコバッグ運動については、ごみの減量や石油資源の消費抑制による地球温暖化防止などを目的に、誰もができる身近な環境取組の象徴的な運動として、住民・事業者・行政の自主的な連携により、県内ほとんどの市町で進められ、住民の皆様のご理解を得ながら、環境配慮の取組として浸透している状況です。こうした取組の考え方について、ご理解いただくとともに、ご協力いただきますようお願いいたします。	すでに実施している

79	2012/2/24	電子メール	照会	水源地の保全について	人口増加に伴い2025年には全世界水不足に陥る可能性があるをよく聞きます。三重県内の素晴らしい水源を外国資本から守るために「県水源地域保全条例」を制定しないのでしょうか。他県では既に動きがあります。ひとつは外資に渡れば二度と戻ってこないのではないかと懸念を抱いております。	環境森林部	森林・林業経営室	外国資本による森林買収についてですが、県内では、現時点において、売買の事実は確認されていません。県としては様々な機会をとらえ、市町や森林組合等に情報提供を求めるとともに、関係部局による連絡会議を設け、情報共有し、実態把握に努めています。また、平成21年と22年には、国に対し、外国資本等による森林の売買や適切な管理体制に関する法律整備の要望を行いました。国では、平成23年に森林法を改正し、本年4月1日より、森林を新たに取得した者は、面積の大小に関わらず、市町村長へ届け出ることが義務づけられたほか、市町村長は、違法な伐採に対して造林命令や伐採の中止命令などが行えるようになりました。更に、水資源の保全という観点から、国では議員立法による法制化の動きもあります。県では市町と連携して、森林法に基づく新しい制度の普及啓発を進めるとともに、この届出制度を活用して、取引の実態等を把握し適切な指導を行ってまいります。また、全国の実態や他県での対応状況について情報を収集し、必要があれば国に対して、制度改正などを要望してまいります。	施策の参考とする
80 (81)	2012/3/26	電子メール	提案意見	アンテナショップの取組について	先日、東京に三重のアンテナショップをオープンさせたとニュースで知りました。三重県人はおとなしい為か、三重県が中々認知されていませんね。アンテナショップで少しでも知名度が上がる事を願っています。ところで、三重県には県外から県庁や学会等色々な会議で、たくさんの方が津中心にお見えになります。その方達からいつも聞かれるのが、「三重の物産売り場と松阪牛など三重の食材が食べられるお店はないか」という事です。けれど、津にはそのようなお店がほとんどありません。本当は民間がやることですが、津駅周辺に三重の物産と食事処を一堂に集めた町作りのプロジェクトの音頭を取っていただけないでしょうか。お手伝い出来る事があればお手伝いしますので、是非一考をお願いします。	農水商工部	農水商工総務室	三重の物産や食を広めるためのご意見ご提案をいただきありがとうございます。ご指摘のように津駅周辺には、県産品や三重の食を一堂に集め、来県者に買い物や食事を楽しんでいただけるような施設はないように思いますが、県外からお越しになる方へ三重のさまざまな魅力をアピールしていくことは重要であると考えています。現在県では、日本の情報発信の中心地である首都圏に営業拠点（アンテナショップ）の設置を検討していますが、市町や関係団体等の皆さんとの協議の場において、「首都圏での情報発信だけでなく、県内の受入体制の充実を図ることが大切である」といったご意見もいただいており、こうした視点を踏まえながら取組を進めることも大切であると考えています。来年は式年遷宮、再来年は熊野古道世界遺産登録10周年を迎えるなど、三重県が全国から注目されるチャンスです。県民の皆さん、市町、商工・観光等の事業者と連携して、食や観光、県産品などのPR活動や「おもてなし」の向上に取り組み、三重県の知名度向上に努めていきたいと考えていますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いたします。	施策の参考とする
81 (80)	2012/3/26	電子メール	提案意見	アンテナショップの取組について	先日、東京に三重のアンテナショップをオープンさせたとニュースで知りました。三重県人はおとなしい為か、三重県が中々認知されていませんね。アンテナショップで少しでも知名度が上がる事を願っています。ところで、三重県には県外から県庁や学会等色々な会議で、たくさんの方が津中心にお見えになります。その方達からいつも聞かれるのが、「三重の物産売り場と松阪牛など三重の食材が食べられるお店はないか」という事です。けれど、津にはそのようなお店がほとんどありません。本当は民間がやることですが、津駅周辺に三重の物産と食事処を一堂に集めた町作りのプロジェクトの音頭を取っていただけないでしょうか。お手伝い出来る事があればお手伝いしますので、是非一考をお願いします。	農水商工部	マーケティング室	ご意見ありがとうございます。三重県には、海の幸から山の幸まで特色ある農林水産物が生産され、県では、これらの産品を県内外に情報発信するとともに、そうした食材を活用した料理の提供や加工食品の開発を促す取組をしています。また、小売事業者や飲食事業者の主体的な参加のもと、県民が三重県産品を購入したり食べたりできる機会を増やす「みえ地物一番」キャンペーンの取組を進めています。このキャンペーンには、津市内でも多くの小売店や飲食店の皆さんに参画をいただけており、県も、情報発信などを通じてこれらの皆さんの取組を支援しています。ご意見をいただきました県庁所在地である津市内に県内の特産品や料理が一堂に会するプロジェクトを立ち上げることは、「みえ地物一番」キャンペーンのように民間の皆さんが自発的に集まって進めていくことが望ましいと考えており、県ではそうした取組をサポートする形で支援させていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。	すでに実施している
82	2012/3/1	電話	苦情	漁業取締船について	尾鷲港の漁業取締船はほとんど活動していません。密漁の通報があれば出て行く程度で、せいぜい月に2・3回です。他の日は4人の職員が船の中にたむろして、勤務の終了時間が来ると帰って行きます。通報が無くても巡回するのが取締船の役割ではないのでしょうか。また、密漁の取締だけでなく、尾鷲港には流木が流れてくることもたびたびあり、その木が自分たちの船の横に浮かんでいても片づけようとしません。取締船は最近新調されたばかりですが、活動しないのであれば、こんないい船は必要ありません。尾鷲には海上保安庁もあるので、活動しない県の取締船など無くてもいいと思います。もっと活動するよう指導するなり、必要が無いのであれば伊勢方面の取締船が尾鷲まで見回るなど取締船のあり方を検討してください。	農水商工部	水産資源室	ご意見ありがとうございます。ご指摘いただいた尾鷲港の漁業取締船は県南部の熊野灘海域を主な取締海域としております。この海域では夜間取締に比重をおいており、日中は停泊港である尾鷲港内に停泊していることが多くなります。取締船乗組員には陸上事務所が用意されておらず、取締船を事務所代わりとしており、停泊中は船内で資料整理、船体や機関の整備等に携わっています。また、取締船周辺の流木などゴミ掃除も実施しております。夜間取締では対象漁業の操業時間帯に合わせて取締を実施するため、乗組員は一旦、通常の終業時刻に解散し、再度集合して出港しています。さらに、海上での上から漁船の活動等を見回る活動も実施しております。また、海上保安部と日程等調整のうえ合同取締も実施しています。ただし、熊野灘海域は気象、海象が厳しい傾向にあり、荒天時など取締船の出港が困難な場合があります。今後とも漁業操業の秩序を維持、確立するため漁業取締に取り組みで参りますのでご理解のほどよろしくお願いたします。	すでに実施している
83	2012/2/22	FAX	提案意見	ビジネス取引交流会への参加等について	名張市は関西の経済・生活・文化圏で暮らしながら、行政圏が東海なので関西の情報も伝わらず、仲間に入れてもらえません。私は、関西からの仕事で過去40年以上で金属部品などを何億個と作ってきました。商売上の繋がりがりも全て関西です。今年関西で行われた取引交流会に申し込んでも、「お宅は名古屋でも開催しているから」と断られました。ある大阪のビジネスフェアに風のたよりで行った時「金型の技術をもった職人が減っているのだから紹介してほしいとよく顧客から頼まれる」と銀行員が言っていたので、私を紹介してくれないか、私は三重県の名張に工場がある」と言ったとたん、「そんな遠方まで工場を見に行けない」と言われました。昔から簡単に儲かる仕事はこれと同じことを言われ、関西のネットワークに入れませんでした。お陰で人の嫌がる技術等に力を入れたことが今も生き残っている原因と思っています。仕事を探すという土儀にも上がれないとはいつまで役人の縄張りや行政の既得権益のため、リットばかり与えられるのか腹が立ちます。ビジネスの機会確保や情報提供等、税金を払った恩恵を受けさせてください。これについて県はどう思いますか。	農水商工部	商工振興室	三重県では、中小企業の販路開拓の支援に、発注先、受注先双方の要望もお聞きしながら取り組んでいます。具体的には、高い技術力を持つ県内中小企業の大企業向けの出前商談会や、東京等での大規模展示会への県内中小企業の出展支援を行っています。県としては、関西圏も重要な販路開拓先であると考えており、特に三重県大阪事務所を通じての販路開拓事業も実施しています。また、財団法人三重県産業支援センターは、下請けあかせんや商談会等を行っており、関西圏の企業との多くのマッチングを実施しています。今後とも、ビジネス機会の創出、情報提供に努めてまいります。	すでに実施している
84 (87) (A)	2012/2/28	電子メール	照会	職員の服装について	県の伊勢庁舎の駐車場で、職員が作業服で出勤していますが、作業服での出勤は認められているのですか。	伊勢庁舎志摩庁舎	所伊勢農企林画水産商工環境事務	ご指摘頂きました件につきましては、当該職員に確認しましたが、そのような事実は確認できませんでした。県では、作業服や防寒服など職務遂行上必要な被服を職員に貸与していますが、特別な事情がない限り通勤時での着用は認めていません。当事務所は、現場が中心の事務所であることから、出勤後作業服に着替えて業務に従事しているところであります。いただきましたご意見につきましては、会議の場で周知し、県民の方々に誤解を招くような行動は慎むよう徹底を図りました。	すでに実施している

85	2012/2/22	F A X	提案意見	道路整備について	伊賀地域では、大阪や奈良方面の道路整備が遅れています。東海圏である伊勢方面に力が入れられており、立派で走りやすい道が多いです。しかし、国道165号を奈良方面に走れば、隣の榛原に行くのに時間がかかりすぎます。カーブも多く、道も最近のバイパス等に比べると狭いです。県道久居美杉線などがトンネルも多く橋も架かっているのに比べて、雲泥の差です。この165号を走りやすい道路に整備して欲しいです。また、高速道路の整備についても第二阪奈道路、南阪奈道路、西名阪自動車道と全て奈良で止まっています。名阪国道は高速道路ではありません。走りにくいし時間もかかります。又、大型車が多いので事故も多いです。伊賀や名張は、奈良県がすぐ隣にあるのに高速道路が通っていないために高速道路網から取り残されています。本来は東海圏と関西圏の結節点となれる場所です。現在の状況について県はどのように考えていますか。	県土整備部	高 速 道 ・ 道 路 企 画 室	伊賀地域は、中部圏と関西圏の結節点として、産業、経済等の面からも重要な地域であり、名阪国道、国道165号は重要な幹線道路であると認識しています。現在、新名神高速道路の整備が進められており、中部圏と関西圏の結びつきは一層強くなるものと期待されますので、名阪国道や国道165号とともに新名神へのアクセスなど、地域の発展のため奈良県等とも連携しながら、伊賀地域の道路整備を進めていきたいと考えています。	すでに実施している
86	2012/2/24	電子メール	照会	道路占用許可について	津市教育委員会が道路占用許可を受けずに史跡の案内板を設置したため、いったん外させ、占用許可を受けたのち設置し直したとのニュースを聞きました。これには相当の経費（税金）がかかっているはずですが。住民などのサービスのために行ったこの行為について、ここまでする必要があるのでしょうか。道路の邪魔にならないものは追認するぐらいの融通をきかせてほしかったです。実際、津市内には占用許可を受けていない違法物体等が多数存在するではありませんか。行政の簡素化、効率化が三重県ですでに出来上がっていると信じていた私にはがっかりしました。このようなことになった理由は何ですか。	津市庁舎	務 津 ・ 建 管 設 理 事 室 務 所 総	県が管理する道路に案内板を設置する場合には、高さや位置について事前に協議・調整し、占用許可を受けることになっています。今回、無許可で設置された案内板を確認したところ、歩道部分に設置された案内板11本については、規定の高さが確保されておらず、歩行者等の通行の妨げとなっていました。車道部分に設置された案内板6本についても、規定の高さが確保されていないことに加えて路側部分の中央の位置であり歩行者や自動車等通行の妨げとなっていました。このように、道路利用者にとって危険な状態であることから、設置者に対して改善の指導を行いました。	すでに実施している
87 (84) (A)	2012/2/28	電子メール	照会	職員の服装について	県の伊勢庁舎の駐車場で、職員が作業服で出勤していますが、作業服での出勤は認められているのですか。	伊勢庁舎志摩庁舎	務 伊 ・ 勢 管 建 理 設 室 事 務 所 総	今回いただきましたご意見について、職員に確認いたしましたが、そのような事実は確認できませんでした。作業服の適正な使用については、平素より周知・徹底を図っており、今後も、県民の皆さんから誤解を招くことの無いよう、改めて作業服の適正な使用について、所内会議を通じて、所内の全職員に徹底を図りました。なお、職務上、出勤時間前に現場へ出向く必要がある時や災害時など緊急時において即現場対応すべき必要がある時などは、作業服で来庁する場合があります。	すでに実施している
88	2012/3/5	電子メール	提案意見	県立病院での検査について	これまで一志病院では血液サラサラの検査など魅力的な検査が有りましたので、毎年のように検診を受けてきました。ところが一つ気になることが有りました。これまでは、超音波検査では超音波の認定師の方にテキパキと検査していただいていたのですが、今年度はこれまでの2倍以上も時間がかかって大変苦痛を感じてしまいました。これまでは超音波の認定師の方の資格証が壁に掲示されておりましたが、今年度はありませんでした。同じ値段なのに検査にこれだけ差があっては疑問が残ってしまいます。おそらく結果にも差が出ているのではないのでしょうか。是非これまでどおり認定師の方に検査していただきたいと思えます。また、私にはよく分かりませんが、認定師の資格がなければ医療法的には問題はないのでしょうか。やはり同じお金を出すのであれば、しっかりとした資格のある認定師の方に検査していただきたいと思えます。	病院事業庁	一 志 病 院	ご意見をいただきありがとうございます。このたびは、超音波検査実施の際、不快な思いをおかけしたことをお詫び申し上げます。ご指摘いただきました検査につきましては、現在認定資格者が行っていますが臨床検査技師が行う検査行為として問題はございません。従前より、様々な検査の技術力向上に向けて院外講習の受講や、院内での実地指導等により、経験や知識を積み上げています。今後も日々安全で安心な医療の提供に努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。	すでに実施している
89	2012/3/19	電子メール	提案意見	震災がれきの処理について	知事はこの問題は解決困難として保留されていますが、先だって総理が広域処理を全国に要請し、三重県議会も受け入れを表明されました。非常に残念です。国民性が試される、全国民が当事者、などと感情論で訴えられても納得できません。徳島県の意見は、法的、国際的に照らし合わせても理路整然としており、是非参考にさせていただき、県民を守る立場から今一度、ご再考いただきたいと思います。 http://www.pref.tokushima.jp/governor/opinion/form/652	議会事務局	議 会 事 務 局	いただきましたご意見は議員に周知いたします。	すでに実施している
90	2012/3/13	電子メール	提案意見	震災がれきの受け入れについて	テレビで県議会議長が震災がれき受け入れに前向きとの報道がありましたが、国からの要請や命令なのであれば、止めてください。間違った親切心は震災からの復興を遅らせるだけでなく、県民が不安を抱くことにもなります。震災がれきは被災地で処理を行い、雇用を創出して経済を流通させてこそ、本当の復興の始まりとなると考えます。三重県にできることは、がれき受け入れではなく、被災地でがれき処理できるように資金と技術で協力することだと思います。がれきに含まれる放射性物質も不安の元です。一部のがれきを検査するのでしょうか、がれきに含まれた放射性物質は焼却処理で濃縮されますし、埋め立てた放射性物質は50年以上は半減しないのではないのでしょうか。本当に震災に対して協力するのであれば、もっと協力の仕方があると思えます。一時の空気に流されて、安全な場所まで危険にしないでください。	議会事務局	議 会 事 務 局	いただきましたご意見は議員に周知いたします。	すでに実施している
91	2012/3/2	電話	提案意見	議員記章の着用について	県議会議員が、本会議で議員記章を着用していません。	議会事務局	議 会 事 務 局	いただきましたご意見は、議員に周知いたします。	すでに実施している
92	2012/3/5	電子メール	提案意見	議員報酬の削減について	国では公務員の給与削減となり、国会議員の報酬削減や定数削減も検討される潮流となっていますが、三重県ではそういう考えは全くないのですか。県議員は国会議員や市議員と比べて何をやっているかわからず、存在感が薄いように思います。先日、「議員報酬を上げるべき」という調査結果が出されていましたが、あまりにも世間の空気を読めていない調査結果で驚きました。国会議員よりも早く県議員の報酬の削減に取り組んでください。	議会事務局	議 会 事 務 局	三重県議会議員報酬については、条例でその額及び支給方法が定められており、現行額は外部有識者で構成される三重県特別職報酬等審議会の意見を聞き決定されたものです。三重県議会としては、東日本大震災の復興支援に資するために、議員報酬月額10%相当額の12か月分を議員が拠出すること、政務調査費の20%相当額を平成23年7月から1年間減額することを決定しました。なお、いただきましたご意見は、議員に周知いたします。	すでに実施している

93	2012/2/21	封書・葉書	提案意見	議員報酬等に関する在り方調査会 の中間報告について	2月18日付朝刊で県議報酬の事が書いてありました。月額83万もの金額をもらっている県民がどれだけの るでしょうか。毎月20万にもならない収入をやりくりしている人が多き中で、あなた達は本当に県民の事を考 えていますか。それなりの財産があり、子育ても終わりかけてる人ばかりの集団なのに、それが地域のために、 地域を良くする代表といえますか。ボーナスも毎月報酬も半額にすべきだと思います。それで稼いではいけま せん。	議 会 事 務 局	議 会 事 務 局	議員報酬等に関する在り方調査会では、議員報酬のあり方について、法制度、他の自治体の状況等を調査のう え、議員は知事と同様に住民によって直接選挙される公選職であるとし、知事との関係で報酬のあるべき水準を 検討・算定しました。報告書では、算定額に関しては十分に議員の活動を保障するものであるか、県民の理解が 得られるかの2点について、当事者である議員による検証と県民への説明の必要性を記述するとともに、調査会 に期待されているのは議員活動内容に基づいたあるべき報酬額であり、その時々々の社会経済情勢や県の財政状況 等政治的な状況判断が必要であれば、議会が独自に行うべきであるとしています。なお、ご意見は議員に周知い たします。	す で に 実 施 し て い る
94	2012/2/17	電子メール	提案意見	議員報酬等に関する在り方調査会 の中間報告について	中間報告の内容をみましたが、何か数字合わせという感が否めません。まず、時間だけの比較（その時間も非 常勤の議員と常勤の知事との比較にしては差がなさすぎだと思います）で、公務内容について考慮していま せぬ。知事1人対議員50人位の比率です。知事の報酬が変われば議員の報酬も連動するべきですが、そのとき だけは報酬は職員の給与に連動しているという理屈です。また、議員は政務調査費（報酬ではないが）も支給さ れています。本当に時代に合った規制緩和や無駄をなくすような議員提案などをたくさんして、県民から信頼さ れるような活動をしているなら良いですが、利益誘導タイプの今のままでは、政治に期待が持てません。今後 の議員報酬の決定への、報酬審議会などのスケジュールをお教え願います。	議 会 事 務 局	議 会 事 務 局	報告によると、議員の活動は場所的に議会内に限定されることはないといわれています。そこで議員の活動実態 について詳細把握するため、アンケート調査を実施しました。調査の結果、議員としての活動に専従している 実情が明らかになったとし、活動時間数のうち、経済的、人的な公的支援が行われている項目の合計時間数を 知事と比較しました。また、知事給与と比較については、調査会に期待されているのは、議員の活動内容に基づ いた在るべき報酬額、つまり条例本則に定める額を示すことであり、特例条例等による減額措置は、議会の政治 的な状況判断としています。今回の報告書の内容については、議会で議論され、議会としての意思決定がされま す。特別職報酬等審議会は、現在のところ開催予定はありませんが、議会の意思と調査会の検討・提言は審議会 でも参考に供されると考えられます。いただきましたご意見については、議員に周知いたします。	す で に 実 施 し て い る
95	2012/2/10	封書・葉書	提案意見	議員報酬等に関する在り方調査会 の中間報告について	今、国民が国会議員の定数削減、報酬の減額を言っていますし、大阪府、愛知県が府県議の定数、報酬の削減 を言っているのに、三重県議会は東大の先生に頼み、月額83万円を8%上げて89万円が適正とは何事です か。1月31日の新聞を見て、県民は怒っています。	議 会 事 務 局	議 会 事 務 局	議員報酬等に関する在り方調査会では、議員報酬のあり方について、法制度、他の自治体の状況等を調査のう え、議員は知事と同様に住民によって直接選挙される公選職であるとし、知事との関係で報酬のあるべき水準を 検討・算定しました。報告書では、算定額に関しては十分に議員の活動を保障するものであるか、県民の理解が 得られるかの2点について、当事者である議員による検証と県民への説明の必要性を記述するとともに、調査会 に期待されているのは議員活動内容に基づいたあるべき報酬額であり、その時々々の社会経済情勢や県の財政状況 等政治的な状況判断が必要であれば、議会が独自に行うべきであるとしています。なお、ご意見は議員に周知い たします。	す で に 実 施 し て い る
96	2012/2/2	FAX	提案意見	議員報酬等に関する在り方調査会 の中間報告について	2月1日の代表者会議の新聞記事を見ましたが、議会は30日に報酬アップを、31日に県が一般職員の給与 削減を、1日に県議会議が報酬減額提案をと、県と議会の流れが一貫性がありません。なぜ1月30日に報酬ア ップの発表をしなければいけなかったのですか。県議会の良識が疑われます。2月1日の県議会で、一部の議員が 報酬減額提案をしたようですが、満場一致で賛成せず、会派に持ち帰りし相談するとは情けないです。いつこれ を決めるのですか。新聞記事で現在も議員報酬の削減を行っているとなっていました。県議会議が新聞にそう書 いてくれと頼んだではありませんか。	議 会 事 務 局	議 会 事 務 局	議員報酬等に関する在り方調査会では、議員報酬のあり方について、法制度、他の自治体の状況等を調査のう え、議員は知事と同様に住民によって直接選挙される公選職であるとし、知事との関係で報酬のあるべき水準を 検討・算定しました。報告書では、算定額に関しては十分に議員の活動を保障するものであるか、県民の理解が 得られるかの2点について、当事者である議員による検証と県民への説明の必要性を記述するとともに、調査会 に期待されているのは議員活動内容に基づいたあるべき報酬額であり、その時々々の社会経済情勢や県の財政状況 等政治的な状況判断が必要であれば、議会が独自に行うべきであるとしています。なお、ご意見は議員に周知い たします。	す で に 実 施 し て い る
97	2012/2/2	電話	提案意見	議員報酬等に関する在り方調査会 の中間報告について	議員報酬の額を8%上げるべきだという新聞記事を見ましたが、きちんと知事の活動や議員活動を把握して出 した数字なのですか。このような状況で、こんな答申がなぜ出るのですか。また報告書の内容は、今後ホーム ページや議会だよりで確認します。	議 会 事 務 局	議 会 事 務 局	議員報酬等に関する在り方調査会では、議員報酬のあり方について、法制度、他の自治体の状況等を調査のう え、議員は知事と同様に住民によって直接選挙される公選職であるとし、知事との関係で報酬のあるべき水準を 検討・算定しました。報告書では、算定額に関しては十分に議員の活動を保障するものであるか、県民の理解が 得られるかの2点について、当事者である議員による検証と県民への説明の必要性を記述するとともに、調査会 に期待されているのは議員活動内容に基づいたあるべき報酬額であり、その時々々の社会経済情勢や県の財政状況 等政治的な状況判断が必要であれば、議会が独自に行うべきであるとしています。なお、ご意見は議員に周知い たします。	す で に 実 施 し て い る
98	2012/2/2	電話	提案意見	議員報酬等に関する在り方調査会 の中間報告について	議員報酬の額を8%上げるべきだという新聞記事を見ましたが、知事の7割という根拠が分かりません。ま た、知事と比較することもおかしいです。そもそも、この委員のメンバーの中に、民間の賃金の原理原則が分 かっている人がいるのですか。そのことも分からないような人がメンバーなので、机上の計算だけの話になって いるではありませんか。	議 会 事 務 局	議 会 事 務 局	議員報酬等に関する在り方調査会では、議員報酬のあり方について、法制度、他の自治体の状況等を調査のう え、議員は知事と同様に住民によって直接選挙される公選職であるとし、知事との関係で報酬のあるべき水準を 検討・算定しました。報告書では、算定額に関しては十分に議員の活動を保障するものであるか、県民の理解が 得られるかの2点について、当事者である議員による検証と県民への説明の必要性を記述するとともに、調査会 に期待されているのは議員活動内容に基づいたあるべき報酬額であり、その時々々の社会経済情勢や県の財政状況 等政治的な状況判断が必要であれば、議会が独自に行うべきであるとしています。なお、ご意見は議員に周知い たします。	す で に 実 施 し て い る
99	2012/2/1	電話	提案意見	議員報酬等に関する在り方調査会 の中間報告について	議員報酬の額を6万円上げるべきだという答申がされたとの新聞記事がありました。県議会議はこのタイミン グで何を考えているのですか。震災で日本中が大変で、公務員も給料を下げるとの話がある中で、議員だけ上げ るのはおかしいし、このタイミングでそのような発表をするのもっとおかしいです。そもそも、24時間働い ている知事と、空いている時間を好きなように使える議員が、7割であるのも納得いきません。他の自治体では もっと安い報酬で、もっと頑張っている議員がたくさんいます。	議 会 事 務 局	議 会 事 務 局	議員報酬等に関する在り方調査会では、議員報酬のあり方について、法制度、他の自治体の状況等を調査のう え、議員は知事と同様に住民によって直接選挙される公選職であるとし、知事との関係で報酬のあるべき水準を 検討・算定しました。報告書では、算定額に関しては十分に議員の活動を保障するものであるか、県民の理解が 得られるかの2点について、当事者である議員による検証と県民への説明の必要性を記述するとともに、調査会 に期待されているのは議員活動内容に基づいたあるべき報酬額であり、その時々々の社会経済情勢や県の財政状況 等政治的な状況判断が必要であれば、議会が独自に行うべきであるとしています。なお、ご意見は議員に周知い たします。	す で に 実 施 し て い る
100	2012/1/31	電子メール	提案意見	議員報酬等に関する在り方調査会 の中間報告について	本日の新聞記事で、議員報酬の額をアップするとの報道がされました。三重県の財政がかなり厳しく、難病対 策や福祉も削られる状態なのに、値上げするとはどういうことなのですか。また知事の7割と算定されました が、知事と議員の働き、重要度は同列にできず、議員の自己申告の時間では、一部の人の便宜のためか、県民全 体のことを考えた働きなかわかりません。県・県民全体が豊かになれば問題ありませんが、今はそういう時期 ではないのではないのですか。私をはじめ皆怒りを覚えます。考え直してください。	議 会 事 務 局	議 会 事 務 局	議員報酬等に関する在り方調査会では、議員報酬のあり方について、法制度、他の自治体の状況等を調査のう え、議員は知事と同様に住民によって直接選挙される公選職であるとし、知事との関係で報酬のあるべき水準を 検討・算定しました。報告書では、算定額に関しては十分に議員の活動を保障するものであるか、県民の理解が 得られるかの2点について、当事者である議員による検証と県民への説明の必要性を記述するとともに、調査会 に期待されているのは議員活動内容に基づいたあるべき報酬額であり、その時々々の社会経済情勢や県の財政状況 等政治的な状況判断が必要であれば、議会が独自に行うべきであるとしています。なお、ご意見は議員に周知い たします。	す で に 実 施 し て い る

101	2012/1/31	電話	提案意見	議員報酬等に関する在り方調査会 の中間報告について	本日の新聞で、議員報酬の額を6万円上げるべきだという答申がされたとの記事がありましたが、現在の県民の置かれている経済状況を分かっているとは思えない内容でおかしいと思います。そのような状況を分かっている委員が会議室の話だけで決めたではありませんか。最終的には議員が決めるとしても、自分たちが潤う話なので、何らかの理由をつけてこのとおり上げるに決まっています。新聞記事だけでは報告書の内容が説明不足であるなら、委員から県民に対して説明する機会や、議会の広報紙できちんと今回の報告書の内容を報告する必要があるのではないですか。	議会事務局	議会事務局	議員報酬等に関する在り方調査会では、議員報酬のあり方について、法制度、他の自治体の状況等を調査のうえ、議員は知事と同様に住民によって直接選挙される公選職であるとし、知事との関係で報酬のあるべき水準を検討・算定しました。報告書では、算定額に関しては十分に議員の活動を保障するものであるか、県民の理解が得られるかの2点について、当事者である議員による検証と県民への説明の必要性を記述するとともに、調査会に期待されているのは議員活動内容に基づいたあるべき報酬額であり、その時々々の社会経済情勢や県の財政状況等政治的な状況判断が必要であれば、議会が独自に行うべきであるとしています。なお、ご意見は議員に周知いたします。	すでに実施している
102	2012/2/8	電子メール	照会	議員報酬審議会の答申について	新聞で、議員の報酬審議会にて、6万円の報酬アップが答申されているとの記事が掲載されていましたが、この時期にそのような答申をすること自体が、非常に不謹慎な気がします。審議会の外部識者が5人となっていました。どのような基準でどのような人を選出したのか教えてください。また、根拠が公務時間が知事の7割とすることを基準にしたとありますが、公務の時間だけではなく内容が大切だと思われ、議員には、政務調査費もあるはずで。県民を政治不信にするための報酬審議会の答申だと思います。この記事を読んで、寂しくなりました。	議会事務局	議会事務局	議員報酬等に関する在り方調査会では、議員報酬のあり方について、法制度、他の自治体の状況等を調査のうえ、議員は知事と同様に住民によって直接選挙される公選職であるとし、知事との関係で報酬のあるべき水準を検討・算定しました。報告書では、算定額に関しては十分に議員の活動を保障するものであるか、県民の理解が得られるかの2点について、当事者である議員による検証と県民への説明の必要性を記述するとともに、調査会に期待されているのは議員活動内容に基づいたあるべき報酬額であり、その時々々の社会経済情勢や県の財政状況等政治的な状況判断が必要であれば、議会が独自に行うべきであるとしています。なお、ご意見は議員に周知いたします。	すでに実施している
103 (31) (A)	2012/1/30	電子メール	提案意見	給料削減について	知事は公務員給与の削減を指示したそうですが、全公務員一律の削減には反対です。公務員には行政職、税務職、教育職、公安職、海事職、研究職、医療職、福祉職などがあります。この中で免許が必要なものとして教育職、医療職などがあります。また、特殊な訓練が必要なものとして公安職などがあります。これらの職種に対しては給与を削減するべきではありません。国の根幹を担う教育現場や医療現場、国民の安全を守る警察、海保、消防など現場で汗を流している人たちの給与を削減することは間違いです。削減するならば特に免許や訓練の必要がない行政職に限るべきで、学歴や資格に応じてきちんと差をつけるべきです。ただ、公務員の給与を言う前に県議会議員の議員報酬を削減するのが先です。自分たちが身を切らずして、一生懸命勉強して公務員になった人たちの給与を削減するなど言語道断です。	議会事務局	議会事務局	議員報酬の額については、県内各界の代表者・学識経験者などで構成する「特別職報酬等審議会」の答申を受けて条例で定められています。また、三重県議会では、平成23年6月に外部の有識者等で構成する「議員報酬等に関する在り方調査会」を設置しており、平成24年1月には報酬額についての報告書が提出されました。今後、実際の報酬額をどうするのかについては、社会経済情勢や県の財政状況等を考慮しながら、議会として判断することとなります。	すでに実施している
104 (A)	2012/3/14	電子メール	要望	職員採用試験の過去出題問題の公開について	人事院では、情報公開法に基づき申請したら採用試験の過去問題を見せてくださいます。県の今の状況は分かりませんが、数年前にお願いしたら、だめだということでした。国にできて県にできないことがあるということはおかしいので、早々に申請したら公開してくださるよう、お願いします。すでに公開されていたらすみませんが、その際には申請窓口を教えてください。	人委事務局	人事委員会事務局	県職員採用試験にかかる第1次試験の教養、専門試験問題集につきましては、使用後も公表しないことを条件に、外部の問題作成機関から提供を受けています。そのため、過去の問題を公開することができませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。なお、出題の形式等については、例題として採用案内ホームページで公開しており、参考にいただければと思います。また、第2次試験の論文課題等、公表が可能な問題については、過去問題を同ホームページに掲載しておりますので、あわせてご参考にしてください。 ※採用案内ホームページ http://www.pref.mie.lg.jp/saiyo/	すでに実施している
105 (A)	2012/3/12	電子メール	要望	職員採用説明会の定員等について	先日、インターネットで職員採用説明会の申し込みをしようと思ったら、すでにインターネット申し込みは締め切りになっていました。次の日、仕事の昼休みに電話したら「定員になったので募集終了しました」と言われました。時間に余裕のある学生ならいつでも予約できるでしょうが、社会人は時間がないので不利です。先着順ではなく、抽選制にすれば公平になります。学生ばかり甘やかしてはいけません。また、200人の定員は少ないので、場所を広い県営サンアリーナにすればと思います。学生ばかり優遇する政策は悪いと思います。公平公正な行政をお願いしたいです。	人委事務局	人事委員会事務局	三重県職員等採用試験説明会につきましては、当日の定員や受付開始時期を約1ヶ月前から県政だより等により広報を行い、お申し込み手続きをあらかじめご予定いただけるよう努めているところです。会場につきましては、参加者のみなさまの交通の利便性や実施内容を考慮し設定しております。また、より多くの方にご参加いただけるよう、12月と3月の2回に分けて開催をしておりますのでご了承ください。なお、当日の資料については、後日、県職員採用案内HP上に掲載し、郵送をご希望の場合は、ご連絡の上、切手を貼った返信用封筒を同封し請求いただきましたら送付させていただきます。その他、試験等に関する質問がございましたら、お電話でもメールでも、ご都合のよい手段にてお気軽に人事委員会事務局までお問合せください。	反映は困難である
106 (A)	2012/3/7	電子メール	照会	職員採用試験について	私は岩手県に住む高校2年生です。再来年度、三重県の公立校学校事務への就職を希望しているのですが、高卒の他県民が試験を受けることができますか。	人委事務局	人事委員会事務局	お問合せありがとうございます。学校事務(市町立小中学校職員採用試験)をはじめ、三重県職員採用試験は学歴やお住まいに関する制限はございませんので受験していただくことができます。なお、「学校事務」としての採用ではありませんが、三重県職員C試験「一般事務」で採用された場合、県立学校の事務職員になる場合がございます。(ただし、この場合はあくまでも学校事務専門の採用ではありませんので、学校以外の職場で事務をする場合が多くあります。ご注意ください。) *ご紹介いたしました上記の試験に関する平成24年度の受験案内は7月6日(金)より配布を開始いたします。(職員採用案内のホームページ http://www.pref.mie.lg.jp/saiyo/ にも同内容を掲載いたします。)年齢等の受験資格や募集人数につきましては、そちらでご確認をお願いします。	すでに実施している
107	2012/3/12	電子メール	提案意見	防災ノートについて	先日、三重県教育委員会から配布された「防災ノート」を読ませていただきましたが、気になる記述がありました。高学年用の見開きに「あの地震で津波におそわれて、たくさんの方が亡くなった。しかし、津波におそわれても、たくさんのお子もたちが、ふだんから教えられたとおりににげて、助かっていたのじゃ!」「三重県でも、東南海地震などの大地震や津波が心配されておる。しかし、今回助かった子どもたちのように、地震が起こったとき、どう自分を守るか、どこへにげたらいいか分かっているならば、自分の身を守ることができるのだ!」という言葉がありました。今回の震災津波において、本当に普段から教えられたとおりに逃げて助かったのでしょうか。また亡くなった多くの方々は、普段から教えられたとおりに逃げなかったから助からなかったのでしょうか。これでは今回助からなかった子どもたちは、自分の身を守ることに無知で無関心であったと、捉えられかねません。防災についての意識を高めることは大事だと思いますが、子どもの目にふれるものであり、震災の記憶がまだ鮮明な時期だけに言葉は慎重に選んでいただきたいと思いました。	教育委員会	教育総務室	ご意見ありがとうございます。ご指摘いただいたように、東日本大震災で多くの方が亡くなった原因は多様です。ご意見をいただいた防災ノートのなまず博士の言葉は、東北地方の多くの学校で津波について学び、訓練を実施していた多くのお子もたちが助かったことを元に、子どもたちに正しく知り、備え、行動することの大切さを述べたもので、亡くなった子どもたちのことを否定的にとらえる意図はございません。とはいうものの、ご意見にあるようなとらえ方もあるということに十分留意して、今後とも防災ノートの活用をはじめとする防災教育を進めてまいります。	すでに実施している

108 (37)	2012/ 2/28	電話	提案 意見	県民への防 災教育につ いて	東日本大震災から1年になりますが、もし三重県にあのような災害が起きたら、三重県民はどう対処するのでしょうか。三重県では長い間大きな震災が起きていないので、県民が地震や津波の知識をほとんど持っていない。津波とは、ただの大波ではありません。水の塊が襲って来るのです。しかもその中に壊れた家や車などが混じって押し寄せてくるのですから、巻き込まれたら逃げようがありません。東北でも、津波の実態を知らないために、ある小学校では多くの児童の命が奪われてしまいました。地震や津波から一人でも多く助かるためには、県民に防災の知識をもっと周知するべきだと思います。特に子どもの命を預かっている学校関係者は徹底した防災教育に取り組んでほしいと思います。	教育 委員 会	教育 総務 室	ご意見ありがとうございます。学校では、理科や社会などの教科の時間や特別活動の時間を活用して、地震や津波に関する学習や避難訓練を実施しています。また、県教育委員会では、学校の管理職、防災担当者を対象に、学校の防災対策及び防災教育に関する研修会を実施しています。さらに、今年度は、東日本大震災の発生を受け、子どもたちが、地震や津波による危険や避難方法を学び、災害時に自ら命を守ることを考え、行動に移す力を育成することを目的とする「防災ノート」を作成しましたので、各学校での防災学習に活用していきます。また、これまで進めてきた学校の防災対策・防災教育について、学校防災緊急対策プロジェクトを立ち上げ、根本的な見直しを行い、平成23年12月に、「三重県の学校における今後の防災対策・防災教育の在り方について指針」を策定いたしました。県教育委員会では、本指針に基づき、市町教育委員会、公立小中学校、県立学校と連携して、津波の知識や避難方法の学習、津波を想定した避難訓練の実施、学校防災のリーダーとなる教職員の養成など、学校の防災対策・防災教育を強化してまいります。	す で に 実 施 し て い る
109	2012/ 2/20	電子 メール	照会	教育委員会 について	教育委員会不要論がありますが、三重県はどうなのでしょう。今までの教育委員会の功績を具体的に教えてください。世間から見たら功績があるように思えません。	教育 委員 会	教育 総務 室	教育委員会は都道府県等に設置される合議制の執行機関で、5名の委員から構成されています。教育委員は、学校訪問や市町教育委員との懇談を行うなど、課題を把握し、施策に生かしています。確かに、全国学力・学習状況調査の結果については、厳しい状況にありますが、小中学校を所管する市町教育委員会と連携し、少人数教育を推進するなど学力の向上に努めております。平成24年度からは、全ての公立小中学校で学力・学習状況調査の実施・活用を促進し、授業改善を行うことや、コミュニティ・スクールなど開かれた学級づくりに重点的に取り組んでいきます。一方、県立高校では各種の料理コンクールで優秀な成績を挙げている相可高校、全国高等学校総合体育大会で優勝した四日市工業高校テニス部、第三種電気主任技術者試験の合格者数が全国一の松阪工業高校など多くの実績をあげ、生徒が活躍しています。また、厳しい雇用・経済情勢の中、高校生の就職支援やキャリア教育に取り組んでおり、平成24年1月末時点で90.7%の就職内定率を得ています。	す で に 実 施 し て い る
110 (113)	2012/ 2/27	電子 メール	要望	高校の運営 について	PTAや購買の運営を校長が事務職員にさせているようです。本来、教員とPTA役員が運営すべきであって事務職員は会計処理の助言にとどめるべきです。教員や教頭、校長が主体的に関わるのは、PTAの設置主旨からして当然だと思います。しかし、事務職員が校長や教頭の手足になってPTAの仕事や購買の仕事において、主体的に関わるのは、県の職員の業務から離脱しているのではないのでしょうか。それは地方公務員法違反ではないですか。実態を調査し、善処してください。次に学校評価については、広く県民に開かれていません。学校評価の委員や運営の評議委員などに地元自治会が入っているのは、騒音、通学のトラブルなどで地域に迷惑をかけたりにしていることから理解できます。卒業生が入っているのも理解できます。しかし、高校は地域密着型の小中学校とは違い、北勢、中勢レベルの広域的な範囲の県民が関わるべきです。広く評議委員や学校評価の委員を公募してください。そして、学校運営を透明化するべきです。	教育 委員 会	教育 改 革 室	県民参加の高校運営について、本県では、学校評議員制度のほか、学校評価やコミュニティ・スクールの導入などを通して、学校運営や教育活動への保護者や地域住民等の参画を進めているところです。学校評議員については「教育に関する理解及び識見を有するものうちから、校長の推薦により教育委員会が委嘱する」と学校教育法施行規則にも規定されており、一般公募を想定した制度ではありません。また、学校評価に関しては、学校が行う自己評価とそれを踏まえた学校関係者評価を実施しますが、学校関係者評価委員については、文部科学省のガイドラインに「その学校と直接の関係のある者を評価者とするのが適当である」と記載されています。本県においても、保護者を中心とした学校との関わりが深い学校関係者に評価いただくことが望ましいと考えており、現時点での広く公募することは想定していませんのでご理解いただきますようお願いいたします。	す で に 実 施 し て い る
111	2012/ 3/8	電子 メール	提案 意見	県立学校の 校長につ いて	県立学校において、がんやうつ病の職員に対する支援がなされていません。校長以下、教育現場の人たちががんやうつ病の理解をし、校長のリーダーシップの下、その職員の仕事と治療の両立を支援していく環境ができてこそ、はじめて子どもたちに「社会的に弱い人々への思いやり」や「ノーマライゼーションの考え」などを教えることができるのではないのでしょうか。しかし、残念なことに校長によるいじめ・嫌がらせなどの人権侵害があるように聞きます。このことは校長の属性によることもあるかもしれませんが、やはり人権教育が表面的になり、理解の不徹底があるのではないのでしょうか。未来を担う子どもたちのためにも、まず県立学校の校長の再教育をお願いします。	教育 委員 会	人（ 材 教 政 委 策 ） 室	ご意見ありがとうございます。教育委員会では、公立学校などに勤務する全ての職員の人格が尊重され、職員がその能力を十分に発揮できる働きやすい職場環境づくりを進めているところです。今後も引き続き、ハラスメントのない職場づくりに向けて、会議等の機会を通じて職員に周知徹底をしていきたいと考えています。	す で に 実 施 し て い る
112 (27) (46) (B)	2012/ 3/1	電子 メール	提案 意見	病気の治療 と仕事の両 立について	がんやうつ病などの病気になっても治療しながら仕事が続けられる職場環境や支援について、厚生労働省の検討会が開かれ、議論が始まったと報道されました。働く世代の人口が減少する中で、治療と仕事を両立できる職場環境を整備する必要があると厚生労働省は説明しています。職場の協力がある場合もありますが、現実には諦めるを得ない場合が多いと思います。県でも、がん相談支援センターによる患者への支援のみならず企業に対しても働き続けられる職場環境作りを支援すべきだと思います。来年度予算でもそのような施策を講じてください。また、率先して行うべき県の職場でも、上司などによる患者職員に対する嫌がらせやいじめがあるようです。本来模範を示すべき行政などがこんなことでは、民間や子どもたちに悪影響を与えてしまいます。まず足元から正すことから始めてください。がんやうつ病の職員を抱えることは、企業や行政にとって短期的にはマイナスかもしれませんが、困難に立ち向かえる職場の連帯を醸成し、不利な立場にある人の心が理解できるようになり、住民や子どもたちにいい影響や結果を残すことになると思います。	教育 委員 会	人（ 材 教 政 委 策 ） 室	ご意見ありがとうございます。教育委員会では、公立学校などに勤務する全ての職員の人格が尊重され、職員がその能力を十分に発揮できる働きやすい職場環境づくりを進めているところです。今後も引き続き、ハラスメントのない職場づくりに向けて、会議等の機会を通じて職員に周知徹底をしていきたいと考えています。	す で に 実 施 し て い る
113 (110)	2012/ 2/27	電子 メール	要望	高校の運営 について	PTAや購買の運営を校長が事務職員にさせているようです。本来、教員とPTA役員が運営すべきであって事務職員は会計処理の助言にとどめるべきです。教員や教頭、校長が主体的に関わるのは、PTAの設置主旨からして当然だと思います。しかし、事務職員が校長や教頭の手足になってPTAの仕事や購買の仕事において、主体的に関わるのは、県の職員の業務から離脱しているのではないのでしょうか。それは地方公務員法違反ではないですか。実態を調査し、善処してください。次に学校評価については、広く県民に開かれていません。学校評価の委員や運営の評議委員などに地元自治会が入っているのは、騒音、通学のトラブルなどで地域に迷惑をかけたりにしていることから理解できます。卒業生が入っているのも理解できます。しかし、高校は地域密着型の小中学校とは違い、北勢、中勢レベルの広域的な範囲の県民が関わるべきです。広く評議委員や学校評価の委員を公募してください。そして、学校運営を透明化するべきです。	教育 委員 会	人（ 材 教 政 委 策 ） 室	ご意見ありがとうございます。PTAに関する事務について、校長がPTA会長からの委任を受けたいうえで、PTA役員である教職員が、勤務時間外あるいは勤務時間内であれば特別休暇を取得して、その事務に従事することができることとしており、各学校がそれぞれの状況に応じて必要な対応をしているところです。	す で に 実 施 し て い る
114 (55)	2012/ 3/5	電子 メール	照会	給食の検査 について	小学生と保育園児の子どもがいますが、給食への放射能の影響が心配です。牛乳や野菜の単品としての検査ではなく、給食のおかずとしての検査はしないのでしょうか。市町としての判断なのかもしれませんが、県としての考え方を聞かせてください。	教育 委員 会	健康 徒 教 指 導 室・ 育 導 室	このたびは、ご意見をいただきありがとうございます。県としては、食品の安全性について、放射性物質が規制値を超えたものは出荷制限措置が取られ、市場に出回らないような仕組みになっていることから、市場に出回っている食品については安全性が確保されていると考えています。また、県では、文部科学省の委託事業を受けて、穀類、お茶、牛乳、野菜類、水産物など、県内の農水産物の放射性物質検査を実施しており、結果についてはホームページで公表しています。県教育委員会としては、今後とも健康福祉部や農水商工部と連携して、学校給食の安全確保に関する情報収集と適切な情報提供に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	す で に 実 施 し て い る

115	2012/3/8	電子メール	提案意見	美し国三重市町対抗駅伝大会の運営について	美し国三重市町対抗駅伝大会の運営について、次のとおり提案をします。駅伝の先導役に、自衛隊三重県内駐屯地部隊を利用します。また、表彰式における音楽演奏には、コンテスト形式で県内の小中高並びに大学、社会人のブラスバンドによる演奏を行い、国家斉唱についても同様にコンテスト形式による県内小中高並びに大学、社会人のコーラスグループによる合唱をします。そして、上記コンテストによる2位3位の団体は、沿道の特定期間における演奏、合唱が出来るようにします。	教育委員会	スポーツ振興室	貴重なご意見ありがとうございます。美（うま）し国三重市町対抗駅伝は、平成19年度より、「市町村合併を契機に、市町間の交流・連携を図り、一層の市町交流と県民がスポーツをより身近なものに感じることをその目的として実施し、今回で第5回目となりました。本大会は、県内各市町、三重陸上競技協会をはじめとする関係団体、ならびに多くの関係企業等との連携・協働により開催しています。大会の実施にあたっては、県、各市町、関連の団体や企業等によって組織された実行委員会におきまして、協議して決定しております。今後も引き続き、スポーツを「する」「みる」「支える」全ての県民のみなさんにとって、よりよい大会となるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきますようお願いいたします。	施策の参考とする
116	2012/2/29	電子メール	提案意見	柔道の授業について	新聞を見て驚きました。柔道をしたことのない教員が講習を受けて柔道をしたことのない生徒に教えるなんていいのでしょうか。外部指導者をつけるという話も聞きましたが、授業の主である教員が柔道をやったことがなければあまりにも危険すぎます。私が保護者なら、全国的に事故が起きているので柔道の授業は受けさせません。教育長の発言は明らかに机上で考えた場当たり的な発言です。一度柔道を行って、危険なところを経験してください。全国的に起きている事故をきちんと検証しているのでしょうか。事故が起こってからでは遅いのです。県教育委員会が柔道の危険さを理解してください。	教育委員会	スポーツ振興室	ご意見、ありがとうございます。平成24年度から、新しい学習指導要領が全面実施となり、これまで選択で行われていた武道とダンスの授業が必修となります。各学校では、武道（柔道・剣道・相撲）の授業を実施しますが、柔道に限らず学校の体育・スポーツ活動において、生徒の安全を確保することは、重要な課題であると考えております。県教育委員会は、武道関係団体の協力を得て「中学校保健体育科における武道の指導について」を作成し、3月に市町教育委員会の担当者に、指導上の留意事項等について説明したところです。また、4月以降も事故防止のための研修会の開催や専門性を有する外部指導者の派遣など、より安全に指導できる体制づくりに努めるとともに、学習指導要領に基づいた武道の授業が、安全かつ円滑に実施されるよう、引き続き取り組んでまいります。ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
117	2012/2/21	電子メール	苦情	柔道での事故について	柔道部の生徒が事故で全身麻痺という記事を読みましたが、監督不在で練習していたとのこと。学校長の責任をきちんと取ってください。また、事故を公表しなかったというもおかしいと思います。	教育委員会	スポーツ振興室	ご意見ありがとうございます。当該校の柔道部は、日常、2名の教員が指導にあたり、事故発生時には、そのうち1名の教員のもと活動していました。指導は適正に行われていたと認識しています。今回の事故については、当該校柔道部員の心情等に配慮し、学校から情報を収集して対応を進めてまいりました。そのため、この事故に関する個別の公表は行わず、運動部活動中の事故防止について、安全指導の注意喚起を行いました。また、平成24年1月26日に開催された、三重県高等学校長協会の県立学校長会議において、今回の事故を受けた注意喚起を行うとともに、市町の教育委員会を通じて各中学校へも注意喚起を行いました。県教育委員会としましては、引き続き学校における体育・スポーツ活動時の事故防止について取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
118	2012/2/27	電話	提案意見	伊勢庁舎について	伊勢庁舎の廊下のガラスが全面磨りガラスです。そのため、中が全く見えなく、入りづらいです。磨りガラスにしても、もう少し見えるようにしてほしいです。また、所属の場所を示す看板が、廊下の壁に貼ってあるだけのため、ドアの前に行かなければどこの部署かわかりません。学校のように、廊下から見てもすぐ部署がどこにあるかわかるような看板にしたほうが良いと思います。	伊勢庁舎志摩庁舎	県伊勢防民災センター	貴重なご意見ありがとうございます。伊勢庁舎に来庁される県民の方々用件は様々です。そのため、県民の皆様様の個人情報やプライバシーに配慮して磨りガラスを設置した経緯がありますのでご理解をお願いします。事務所の案内については、県民の皆様のご意見を参考にしながら、分かりやすい案内にするとともに、少しでも入りやすいように改善を行ってまいりますので、合わせてご理解をお願いします。なお、当面の方策として立看板を設置し、事務所が分かるよう努めています。	反映は困難である
119	2012/2/24	電話	要望	情報公開窓口について	情報公開の申請をしようと、伊勢庁舎へ行きましたが、1階案内で4階へ行くように言われました。体の不自由な方なども来庁されると思いますので、情報公開の窓口は1階に設置してもらえないでしょうか。せっかく庁舎を新しくしたので、県民の利便性を考えた配置にしてください。	伊勢庁舎志摩庁舎	県伊勢防民災センター	貴重なご意見ありがとうございます。情報公開に係る相談及び案内、受付である県民センターは4階です。そのため、1階の受付案内におります守衛に伝えていただければ、担当職員が1階に向き対応するように周知徹底を行ってまいりますので、ご理解をお願いします。	施策の参考とする